



発行 新潟県

第75号

令和5年9月29日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

目 次

規 則

50 新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する規則(高齢福祉保健課)

告 示

- 1020 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1021 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1022 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 1023 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 1024 農地を利用する権利の設定に関する裁定(地域農政推進課)
- 1025 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1026 公共測量の実施通知(監理課)
- 1027 基本測量の終了通知(監理課)
- 1028 公共測量の実施通知(監理課)
- 1029 公共測量の実施通知(監理課)
- 1030 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1031 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1032 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1033 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1034 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1035 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1036 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1037 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1038 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1039 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

公 告

- 新潟県人事行政の運営等の状況(人事課)
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見(地域産業振興課)
- 一般競争入札の実施(出納局会計検査課)

病院局管理規程

16 新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程(病院局経営企画課)

病院局訓令

2 新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式の一部改正(病院局経営企画課)

病院局告示

8 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正(病院局業務課)

病院局公告

- 特定調達契約の契約者等(病院局総務課)
- 一般競争入札の実施(病院局経営企画課)

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表(監査委員事務局)

雑 報

公立大学法人新潟県立大学の令和4年度財務諸表(大学・私学振興課)

規 則

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第50号

新潟県介護保険法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県介護保険法施行細則（平成20年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「移動別表」という。）に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表（以下この条において「移動後別表」という。）が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除号及び別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示、追加号及び別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

改正後	改正前												
<p>(指定居宅サービス事業者等の指定等の申請)</p> <p>第2条 法の規定による指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）の指定を受けようとする者又は法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の更新を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書又は書類には、<u>省令で定めるもののほか、申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、<u>次の表の左欄に掲げる居宅サービスの種類に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者が同表の右欄に掲げる介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けている場合において、既に知事に提出している前項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。</u></p> <table border="1" data-bbox="223 1742 786 2051"> <tr> <td>訪問入浴介護</td> <td>介護予防訪問入浴介護</td> </tr> <tr> <td>訪問看護</td> <td>介護予防訪問看護</td> </tr> <tr> <td>訪問リハビリテーション</td> <td>介護予防訪問リハビリテーション</td> </tr> <tr> <td>居宅療養管理指導</td> <td>介護予防居宅療養管理指導</td> </tr> <tr> <td>通所リハビリテーション</td> <td>介護予防通所リハビリテーション</td> </tr> <tr> <td>短期入所生活介護</td> <td>介護予防短期入所生活介護</td> </tr> </table>	訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護	訪問看護	介護予防訪問看護	訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション	短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護	<p>(指定居宅サービス事業者等の指定等の申請)</p> <p>第2条 法の規定による指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）の指定を受けようとする者又は法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定の更新を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書又は書類には、<u>別表第1の左欄に掲げるサービスの種類の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、指定居宅サービス事業者の指定を受けようとする者が指定介護予防サービス事業者の指定（<u>受けようとする指定居宅サービス事業者の指定に係る居宅サービスの種類が掲げられている別表第1サービスの種類の欄の項に掲げる介護予防サービスの種類に係るものに限る。</u>）を受けている場合において、既に知事に提出している前項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。</p>
訪問入浴介護	介護予防訪問入浴介護												
訪問看護	介護予防訪問看護												
訪問リハビリテーション	介護予防訪問リハビリテーション												
居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導												
通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション												
短期入所生活介護	介護予防短期入所生活介護												

短期入所療養介護	介護予防短期入所療養介護
特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護
福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売	特定介護予防福祉用具販売

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、前項の表の右欄に掲げる介護予防サービスの種類に係る指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者が同表の左欄に掲げる居宅サービスの種類に係る指定居宅サービス事業者の指定を受けている場合において、既に知事に提出している第1項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 (略)

(特定施設入居者生活介護に係る指定の変更の申請)

第2条の2 (略)

2 前項の申請書には、省令で定めるもののほか、申請に係る事業に係る従業員の資格を証する書類を添付しなければならない。

3 (略)

(指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出)

第4条 法の規定により指定居宅サービス事業者等の指定に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 届出をする者の名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名
- (2)～(6) (略)

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第1の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(指定介護老人福祉施設等の指定等の申請)

第5条 法の規定による指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院

3 第1項の規定にかかわらず、知事は、指定介護予防サービス事業者の指定を受けようとする者が指定居宅サービス事業者の指定 (受けようとする指定介護予防サービス事業者の指定に係る介護予防サービスの種類が掲げられている別表第1サービスの種類の欄の項に掲げる居宅サービスの種類に係るものに限る。)を受けている場合において、既に知事に提出している第1項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

4 (略)

(特定施設入居者生活介護に係る指定の変更の申請)

第2条の2 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業を行う区画の求積図
- (2) 敷地周囲の見取図
- (3) 特定施設入居者生活介護の提供に必要な設備が備えられていることを明らかにした写真
- (4) 申請に係る事業に係る従業員の資格を証する書類
- (5) 事業所の登記事項証明書、貸借契約書の写しその他の使用権原を証する書類

3 (略)

(指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出)

第4条 法の規定により指定居宅サービス事業者等の指定に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 届出をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2)～(6) (略)

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第2の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(指定介護老人福祉施設等の指定等の申請)

第5条 法の規定による指定介護老人福祉施設の指定若しくは介護老人保健施設若しくは介護医療院

(以下「介護老人保健施設等」という。)の開設の許可を受けようとする者又は法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新若しくは介護老人保健施設等の許可の更新を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書又は書類には、省令で定めるもののほか、申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類を添付しなければならない。

2 (略)

(指定介護老人福祉施設等に係る変更の届出)

第6条 法の規定により指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等の開設者の住所等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 届出をする者の名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名
- (2)～(6) (略)

2 前項の届出書には、別表第2の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定の辞退)

第7条 法の規定により指定介護老人福祉施設の指定を辞退しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定を辞退する者の名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名
- (2)～(7) (略)

(介護老人保健施設等に係る変更の許可の申請)

第8条 法の規定による介護老人保健施設等の入所

(以下「介護老人保健施設等」という。)の開設の許可を受けようとする者又は法の規定による指定介護老人福祉施設の指定の更新若しくは介護老人保健施設等の許可の更新を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書又は書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施設の位置図
- (2) 事業を行う区画の求積図
- (3) 敷地周囲の見取図 (介護老人保健施設等に係る申請の場合を除く。)
- (4) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) の規定による建築物の確認の申請書及び検査済証の写し (介護老人保健施設等に係る申請の場合に限る。)
- (5) 指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等 (以下「指定介護老人福祉施設等」という。) において必要な設備の写真
- (6) 申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類
- (7) 施設の登記事項証明書、貸借契約書の写しその他の使用権原を証する書類
- (8) 協力病院 (協力歯科医療機関を含む。以下同じ。)との契約書の写し

2 (略)

(指定介護老人福祉施設等に係る変更の届出)

第6条 法の規定により指定介護老人福祉施設等の開設者の住所等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 届出をする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2)～(6) (略)

2 前項の届出書には、別表第3の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(指定介護老人福祉施設の指定の辞退)

第7条 法の規定により指定介護老人福祉施設の指定を辞退しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定を辞退する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2)～(7) (略)
- (8) その他知事が必要と認める事項

(介護老人保健施設等に係る変更の許可の申請)

第8条 法の規定による介護老人保健施設等の入所

定員等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更の許可を受けようとする者の名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名

(2)～(5) (略)

(6) 変更しようとする日

2 前項の申請書には、別表第3の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(介護老人保健施設等の管理者の承認の申請)

第9条 法の規定による医師等に介護老人保健施設等を管理させることの承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする者の名称及び所在地並びに法人にあっては、その代表者の職名及び氏名

(2)・(3) (略)

(4) 管理させようとする者の氏名、住所及び資格

(5) 管理者の就任予定日

(6) 申請の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 管理させようとする者の主な経歴を記載した書類

(2) 管理させようとする者が医師である場合には、その者の医師免許証の写し及び勤務形態を記載した書類

(3) 管理させようとする者が医師以外の者である場合にあっては、その理由を記載した書類

(指定市町村事務受託法人に係る変更の届出)

第13条 (略)

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第4の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

別表第1 (第4条関係)

変更事項	添付書類
申請者の名称及び主た	1 登記事項証明書

定員等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 変更の許可を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)～(5) (略)

2 前項の申請書には、別表第4の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 (略)

(介護老人保健施設等の管理者の承認の申請)

第9条 法の規定による医師等に介護老人保健施設等を管理させることの承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2)・(3) (略)

(4) 管理させようとする者の氏名及び主な経歴

(5) 管理させようとする者が医師以外の者である場合にあっては、その理由

2 管理させようとする者が医師である場合にあっては、前項の申請書には、その者の医師免許証の写しを添付しなければならない。

(指定市町村事務受託法人に係る変更の届出)

第13条 (略)

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第5の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

(略)

別表第2 (第4条関係)

変更事項	添付書類
事業所の所在地	事業所の位置図

<p>る事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名又は開設者の氏名、生年月日、住所及び職名</p>	<p>2 誓約書</p>		
<p>届出をする者の登記事項証明書又は条例等</p>	<p>届出をする者の登記事項証明書又は条例等</p>	<p>届出をする者の登記事項証明書又は条例等</p>	<p>届出をする者の登記事項証明書又は条例等</p>
<p>事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要</p>	<p>1 <u>建物の構造概要</u> 2 <u>事業所の平面図</u> 3 <u>設備及び備品の概要</u></p>	<p>事業所の構造概要及び平面図並びに設備及び備品の概要</p>	<p>1 <u>事業所の平面図</u> 2 <u>通所介護、通所リハビリテーション等、短期入所生活介護等、短期入所療養介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、事業を行う区画の求積図及び敷地周囲の見取図</u> 3 <u>短期入所生活介護等及び特定施設入居者生活介護等に係る事業に係る変更にあつては、建築基準法の規定による建築物の確認の申請書及び検査済証の写し</u> 4 <u>居宅サービス若しくは介護予防サービスの提供に必要な設備及び備品等が備えられていることを明らかにした写真</u> 5 <u>事業所の登記事項証明書、貸借契約書の写しその他の使用権原を証する書類</u></p>
<p>利用者若しくは入院患者の推定数又は入院患者若しくは入所者の定員</p>	<p>1 届出に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類 2 届出に係る事業に係る従業員の資格を証する書類</p>	<p>事業所における入院患者又は入所者の定員</p>	<p>届出に係る事業に係る従業員の資格を証する書類</p>
<p>事業所の管理者（訪問看護又は介護予防訪問看護に係る事業に係る</p>	<p>事業所の管理者の免許証の写し</p>	<p>事業所の管理者（訪問看護等に係る事業に係る変更の場合であつ</p>	<p>事業所の管理者の保健師免許証又は看護師免許証の写し（変更後</p>

変更の場合であって、当該事業所が病院又は診療所でないときに限る。)		て、当該事業所が病院又は診療所でないときに限る。)	の事業所の管理者が保健師又は看護師でない場合は、その理由を記載した書類)
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	1 サービス提供責任者の経歴書 2 サービス提供責任者の資格を証する書類 3 届出に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類	サービス提供責任者	サービス提供責任者の経歴書
福祉用具の保管及び消毒の方法（福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び住所並びに当該委託等に関する契約の内容)	左記の変更内容が分かるもの	福祉用具の保管及び消毒の方法（福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の名称及び住所並びに当該委託等に関する契約の内容)	1 福祉用具の保管及び消毒の方法を記載した書類 2 福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、委託契約書等の写し
運営規程	1 (略) 2 届出に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類 3 届出に係る事業に係る従業員の資格を証する書類	運営規程	1 (略) 2 届出に係る事業に係る従業員の資格を証する書類
協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	左記の変更内容が分かるもの	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	協力医療機関との契約書の写し
介護支援専門員	1 介護支援専門員証の写し 2 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書類 3 届出に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類	介護支援専門員	介護支援専門員証の写し

別表第2 (第6条関係)

変更事項	添付書類
開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	1 登記事項証明書 2 誓約書

別表第3 (第6条関係)

変更事項	添付書類
開設の場所（介護老人保健施設等に係る変更の場合を除く。）	施設の位置図

(略)	
併設する施設の概要	左記の変更内容が分かるもの
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の<u>構造概要</u> 2 <u>建物の平面図</u> 3 <u>設備の概要</u>
(略)	
協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容	左記の変更内容が分かるもの
介護支援専門員	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護支援専門員証の写し 2 介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書類 3 届出に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類

別表第3 (第8条関係)

変更事項	添付書類
敷地の面積及び平面図	左記の変更内容が分かるもの
建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の<u>構造概要</u> 2 <u>建物の平面図</u> 3 <u>施設及び構造設備の概要</u>

(略)	
併設する施設の概要	併設する施設の概要を記載した書類
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の<u>平面図</u> 2 <u>事業を行う区画の求積図</u> 3 <u>敷地周囲の見取図</u> 4 <u>指定介護老人福祉施設において必要な設備の写真</u> 5 <u>施設の登記事項証明書、貸借契約書の写しその他の使用権原を証する書類</u>
(略)	
協力病院の名称及び診療科名並びに当該協力病院との契約の内容	協力病院との契約書の写し
介護支援専門員	介護支援専門員証の写し

別表第4 (第8条関係)

変更事項	添付書類
敷地の面積及び平面図	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の位置図 2 敷地の平面図 3 敷地周囲の見取図 4 敷地の登記事項証明書、貸借契約書の写しその他の使用権原を証する書類
建物の構造概要及び平面図並びに施設及び構造設備の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 建物の<u>平面図</u> 2 <u>事業を行う区画の求積図</u> 3 <u>建築基準法の規定による建築物の確認の申請書及び検査済証の写し</u> 4 <u>介護老人保健施設等において必要な設備の写真</u> 5 <u>建物の登記事項証明書、貸借契約書の</u>

			写しその他の使用権原を証する書類
施設の共用の場合の利用計画	左記の変更内容が分かるもの	施設の共用の場合の利用計画	利用計画を記載した書類
(略)		(略)	
協力病院	左記の変更内容が分かるもの	協力病院	協力病院との契約書の写し
別表第4 (略)		別表第5 (略)	

第2条 新潟県介護保険法施行細則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動項等」という。)に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号(以下この条において「移動後項等」という。)が存在する場合には当該移動項等を当該移動後項等とし、移動項等に対応する移動後項等が存在しない場合には当該移動項等(以下この条において「削除項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「移動別表」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表(以下この条において「移動後別表」という。)が存在する場合には当該移動別表を当該移動後別表とし、移動別表に対応する移動後別表が存在しない場合には当該移動別表を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示、削除項等並びに別表の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(項及び号の表示並びに別表の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(特定施設入居者生活介護に係る指定の変更の申請)</p> <p>第2条の2 法の規定による特定施設入居者生活介護に係る指定の変更を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書には、省令で定めるもののほか、<u>申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、知事は、<u>同項</u>の指定の変更を受けようとする者が既に知事に提出している<u>同項</u>の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。</p> <p>(指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出)</p> <p>第4条 法の規定により指定居宅サービス事業者等の指定に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者が省令で定めるところにより提出する<u>届出書には、省令で定めるもののほか、別表第1の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。</u></p>	<p>(特定施設入居者生活介護に係る指定の変更の申請)</p> <p>第2条の2 法の規定による特定施設入居者生活介護に係る指定の変更を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書には、省令で定めるもののほか、<u>次に掲げる事項を記載しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>介護保険事業所番号</u></p> <p>(2) <u>指定年月日</u></p> <p>(3) <u>変更しようとする日</u></p> <p>2 前項の申請書には、省令で定めるもののほか、<u>申請に係る事業に係る従業者の資格を証する書類を添付しなければならない。</u></p> <p>3 前項の規定にかかわらず、知事は、<u>第1項</u>の指定の変更を受けようとする者が既に知事に提出している<u>前項</u>の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。</p> <p>(指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出)</p> <p>第4条 法の規定により指定居宅サービス事業者等の指定に係る事業所の名称等の変更の届出をしようとする者は、<u>次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>届出をする者の名称及び所在地並びに法人に</u></p>

2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項の届出をしようとする者が当該届出に係る指定について既に知事に提出している同項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(指定介護老人福祉施設等に係る変更の届出)

第6条 法の規定により指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等の開設者の住所等の変更の届出をしようとする者が省令で定めるところにより提出する届出書には、別表第2の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項の届出をしようとする者が既に知事に提出している同項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

第7条 削除

- あつては、その代表者の職名及び氏名
- (2) 介護保険事業所番号
- (3) 届出に係る事業所の名称及び所在地
- (4) 届出に係るサービスの種類
- (5) 変更した事項及びその内容
- (6) 変更した日

2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、別表第1の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、第1項の届出をしようとする者が当該届出に係る指定について既に知事に提出している前項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(指定介護老人福祉施設等に係る変更の届出)

第6条 法の規定により指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設等の開設者の住所等の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 届出をする者の名称及び所在地並びに法人にあつては、その代表者の職名及び氏名
- (2) 介護保険事業所番号
- (3) 届出に係る施設の名称及び開設の場所
- (4) 届出に係る施設の種類
- (5) 変更した事項及びその内容
- (6) 変更した日

2 前項の届出書には、別表第2の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、第1項の届出をしようとする者が既に知事に提出している前項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(指定介護老人福祉施設の指定の辞退)

第7条 法の規定により指定介護老人福祉施設の指定を辞退しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 指定を辞退する者の名称及び所在地並びに法人にあつては、その代表者の職名及び氏名
- (2) 介護保険事業所番号
- (3) 届出に係る施設の名称及び開設の場所
- (4) 指定年月日
- (5) 指定を辞退しようとする日
- (6) 指定を辞退する理由
- (7) 現に施設に入所している者に対する措置

(介護老人保健施設等に係る変更の許可の申請)

第8条 法の規定による介護老人保健施設等の入所定員等の変更の許可を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書には、省令で定めるもののほか、申請に係る事業に係る従業員の資格を証する書類を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、同項の変更の許可を受けようとする者が既に知事に提出している同項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(介護老人保健施設等の管理者の承認の申請)

第9条 法の規定による医師等に介護老人保健施設等を管理させることの承認を受けようとする者が省令で定めるところにより提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 管理させようとする者の主な経歴を記載した書類
- (2) 管理させようとする者が医師である場合にあつては、その者の医師免許証の写し及び勤務形態を記載した書類
- (3) 管理させようとする者が医師以外の者である場合にあつては、その理由を記載した書類

(指定市町村事務受託法人に係る変更の届出)

(介護老人保健施設等に係る変更の許可の申請)

第8条 法の規定による介護老人保健施設等の入所定員等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 変更の許可を受けようとする者の名称及び所在地並びに法人にあつては、その代表者の職名及び氏名
- (2) 介護保険事業所番号
- (3) 申請に係る施設の名称及び開設の場所
- (4) 開設許可年月日
- (5) 変更しようとする事項及びその内容
- (6) 変更しようとする日

2 前項の申請書には、別表第3の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事は、第1項の変更の許可を受けようとする者が既に知事に提出している前項の規定により添付しなければならない書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(介護老人保健施設等の管理者の承認の申請)

第9条 法の規定による医師等に介護老人保健施設等を管理させることの承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けようとする者の名称及び所在地並びに法人にあつては、その代表者の職名及び氏名
- (2) 介護保険事業所番号
- (3) 申請に係る施設の名称及び開設の場所
- (4) 管理させようとする者の氏名、住所及び資格
- (5) 管理者の就任予定日
- (6) 申請の理由

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 管理させようとする者の主な経歴を記載した書類
- (2) 管理させようとする者が医師である場合にあつては、その者の医師免許証の写し及び勤務形態を記載した書類
- (3) 管理させようとする者が医師以外の者である場合にあつては、その理由を記載した書類

(指定市町村事務受託法人に係る変更の届出)

<p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、<u>別表第3</u>の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>別表第3 (略)</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の届出書には、省令で定めるもののほか、<u>別表第4</u>の左欄に掲げる変更事項の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>別表第3 (第8条関係) (略)</p> <p>別表第4 (略)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

- この規則中第1条の規定は令和5年10月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 第1条の規定の施行の日から令和5年12月31日までの間に行う申請又は届出(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うもの及び新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年新潟県条例第83号)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うものを除く。)については、第1条の規定による改正後の新潟県介護保険法施行細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第1020号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

令和5年9月29日

新潟県知事 花 角 英 世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	ヘルパーステーションさわやか苑燕	新潟県燕市東太田 2863-2エステート7 1階	株式会社クレアメ ディコ	令和5年9月1 日

◎新潟県告示第1021号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項(又は第115条の5第2項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和5年9月29日

新潟県知事 花 角 英 世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
伊米ヶ崎デイサービスセンター	新潟県魚沼市虫野59番地2	社会福祉法人魚沼市社会福祉協議会	通所介護	令和5年7月6日	令和5年8月31日
ロングライフホーム	新潟県長岡市沢下条丙1013番地1	株式会社田中組	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与	令和5年8月31日	令和5年8月31日

ロングライフホーム	新潟県長岡市沢下条丙1013番地1	株式会社田中組	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和5年8月31日	令和5年8月31日
-----------	-------------------	---------	--------------------------	-----------	-----------

◎新潟県告示第1022号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
新潟市江南区割野字館屋敷325-4	畑	121
新潟市江南区割野字館屋敷327-3	畑	308
新潟市江南区割野字館屋敷382-3	畑	495
新潟市江南区割野字虫見堂428-1	畑	775
新潟市江南区割野字虫見堂428-2	畑	26
新潟市江南区割野字虫見堂428-3	畑	28

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
果樹、野菜栽培	令和5年12月	5年	2,980円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第66号（令和5年8月29日発行）で告示したが、令和5年9月12日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第1023号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
魚沼市田戸字上原387番5	田	52
魚沼市田戸字上原699番1	田	1,746
魚沼市田戸字上原699番2	田	85
魚沼市田戸字上原703番	田	106
魚沼市田戸字上原704番	田	128
魚沼市田戸字上原705番	田	199

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額

水稻	令和6年3月	5年	23,035 円
----	--------	----	----------

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2
- 4 農地の所有者等の情報
新潟県報 定期第66号（令和5年8月29日発行）で告示したが、令和5年9月12日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。
- 5 補償金の支払の方法
利用権の始期までに新潟地方法務局南魚沼支局に補償金を供託する。
- 6 補償金の還付について
農地の所有者は新潟地方法務局南魚沼支局において、補償金の還付を受けることができる。
- 7 その他
機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第1024号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
魚沼市田戸字上原698番1	田	760
魚沼市田戸字上原698番2	田	88
魚沼市田戸字谷内259番3	田	420

- 2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻	令和6年3月	5年	18,045 円

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 池田 紀夫
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2
- 4 農地の所有者等の情報
新潟県報 定期第66号（令和5年8月29日発行）で告示したが、令和5年9月12日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。
- 5 補償金の支払の方法
利用権の始期までに新潟地方法務局南魚沼支局に補償金を供託する。
- 6 補償金の還付について
農地の所有者は新潟地方法務局南魚沼支局において、補償金の還付を受けることができる。
- 7 その他
機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第1025号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理・農業用排水施設整備（農地環境整備）事業に係る換地計画を定めたので、令和5年10月2日から同年10月30日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	浦田福島	換地計画書の写し	十日町市役所

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以

内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1026号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県村上地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(経営体育成基盤整備事業 女川地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和5年9月15日から令和6年3月1日まで
- 3 作業地域 新潟県岩船郡関川村大字小和田ほか 地内

◎新潟県告示第1027号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(航空重力測量)
- 2 作業期間 令和5年4月1日から令和5年7月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第1028号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局羽越河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ計測)
- 2 作業期間 令和5年9月25日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域 大石ダム(新潟県岩船郡関川村の一部)

◎新潟県告示第1029号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測深測量)
- 2 作業期間 令和5年10月1日から令和6年2月22日まで

3 作業地域 新潟県岩船郡関川村

◎新潟県告示第1030号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成26年1月14日新潟県告示第34号）を次のとおり解除する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芹川(4)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1031号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年2月5日新潟県告示第144号）を次のとおり解除する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
太田(1)地区	東蒲原郡阿賀町豊川甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1032号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成21年2月6日新潟県告示第145号）を次のとおり解除する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大門川地区	十日町市田沢本村	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1033号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年1月29日新潟県告示第97号）を次のとおり解除する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

大弓返沢地区	十日町市倉俣・芋川	次の図のとおり	土石流
--------	-----------	---------	-----

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1034号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成26年1月14日新潟県告示第35号）の指定を解除する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角英世

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芋川(4)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1035号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年2月5日新潟県告示第145号）の指定を解除する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
太田(1)地区	東蒲原郡阿賀町豊川甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1036号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成21年2月6日新潟県告示第146号）の指定を解除する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大門川地区	十日町市田沢本村	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第1037号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年1月29日新潟県告示第98号）の指定を解除する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大弓返沢地区	十日町市倉俣・芋川	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1038号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
太田(1)地区	東蒲原郡阿賀町豊川甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大弓返沢地区	十日町市倉俣、芋川	次の図のとおり	土石流
大門川地区	十日町市田沢本村	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芹川(4)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1039号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
太田(1)地区	東蒲原郡阿賀町豊川甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備えて縦覧に供する。)

2 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
芹川(4)地区	糸魚川市大字青海	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備えて縦覧に供する。)

公 告

新潟県人事行政の運営等の状況について（公告）

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）第2条及び第3条の規定に基づき各任命権者及び人事委員会から報告を受けたので、第4条の規定により、令和4年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

人事行政の運営等の状況

新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟県条例第9号）第4条の規定により、令和4年度の人事行政の運営状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表します。

公表の経緯及び趣旨

平成16年8月1日に地方公務員法の一部が改正され、地方公共団体は、人事行政の運営等の状況を住民に公表することが義務付けられました。

これは、公表によりその公正性・透明性を高めることを目的とするものです。

新潟県では、この法律改正に基づき、平成17年4月1日に「新潟県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定し、人事行政の運営等の状況に関し、各任命権者※から知事に報告する項目や公表の時期、方法等を定めました。

知事は、毎年9月30日までに各任命権者からの報告を取りまとめ、人事行政の運営状況の概要と人事委員会から報告される業務の状況を併せて公表することとしています。

※任命権者・・・知事、教育委員会、県警察本部長、公営企業管理者、行政委員会等で、職員の任命、休職、免職、懲戒等を行う権限を有するものをいう。

I 人事行政の運営状況の概要

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 任免の状況

令和4年度（R4.4.1～R5.3.31）の状況は、全体で退職者1,958人、採用者1,711人となっており、退職が247人上回っています。

① 退職者の状況

区 分	事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
定年退職	133	139	35	588	99	994
普通退職	87	274	24	214	41	640
勸奨退職	23	60	2	89	8	182
死亡退職	1	4	1	6	1	13
その他	53	28	0	1	47	129
合 計	297	505	62	898	196	1,958

② 採用者の状況

区 分		事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
競 争 試 験	一 般 職 員	大学卒	53	63	0	0	116
		短大卒	0	0	0	0	0
		高校卒	27	6	0	0	33
	警察官	0	0	0	0	107	107
選 考	教育職員	0	0	0	498	0	498
	割愛※	15	10	0	117	19	161
	その他	126	279	39	327	25	796
合 計		221	358	39	942	151	1,711

※割愛・・・人事交流等により、県の職員が国や他の地方公共団体等の職員となるために退職すること又は国や他の地方公共団体等の職員を引き続き県の職員として採用することをいう。

(2) 職員数に関する状況

(各年度4月1日現在)

部 門	職 員 数		増員数	減員数	差 引	主な増員理由	主な減員理由	
	4年度	5年度						
一般行政	議 会	35	37	2	0	2	議会業務の体制強化等	
	総務企画	842	834	22	△ 30	△ 8	総務企画業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	税 務	264	260	3	△ 7	△ 4	税務業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	民 生	527	526	11	△ 12	△ 1	子ども政策の強化等	業務執行方法の見直し等
	衛 生	677	679	42	△ 40	2	欠員補充による増加等	業務執行方法の見直し等
	労 働	86	78	3	△ 11	△ 8	労働業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
	農林水産	1,526	1,516	29	△ 39	△ 10	災害復旧業務の増加等	業務執行方法の見直し等
	商 工	234	231	4	△ 7	△ 3	商工業務の体制強化等	業務執行方法の見直し等
土 木	1,276	1,248	34	△ 62	△ 28	災害復旧業務の増加等	業務執行方法の見直し等	
小 計	5,467	5,409	150	△ 208	△ 58			
特別行政	教 育	14,109	13,996	11	△ 124	△ 113	児童・生徒数増に伴う教職員の増等	児童・生徒数減に伴う教職員の減等
	警 察	4,772	4,746		△ 22	△ 22		警察官等の採用辞退に伴う減
	小 計	18,881	18,742	11	△ 146	△ 135		
公営企業	病 院	3,502	3,479	49	△ 72	△ 23	診療体制の充実等	診療体制の見直し等
	下 水 道	35	34	0	△ 1	△ 1		業務執行方法の見直し等
	そ の 他	178	173	0	△ 5	△ 5		業務執行方法の見直し等
	小 計	3,715	3,686	49	△ 78	△ 29		
合 計	28,063	27,837	210	△ 432	△ 222			

※ 職員数は一般職に属する職員の数です。県職員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の人事評価の状況

- 地方公務員法に基づき、任命権者ごとに、一般職の職員を対象に人事評価を実施しています。
- 評価の結果は給与、任用等人事管理の基礎として活用しています。

	人事評価の項目 評価の基準	評価期間	評価の手順
知事部局 病院局 企業局 議会事務局 各行政委員(会) 教育委員会 警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ○実績評価及び能力評価の2面で評価を実施※1 ○実績評価：評価者は、被評価者が設定した目標等に基づき、被評価者が職務を遂行するにあたり挙げた実績を評価 ○能力評価：評価者は、あらかじめ設定された評価項目ごとに、被評価者が職務を遂行するにあたり発揮した能力を評価 ○実績評価及び能力評価ともに5段階の絶対評価 	<ul style="list-style-type: none"> ○4月1日から翌年3月31日まで※2 ○年2回(前期：4月1日から9月30日まで、後期：10月1日から翌年3月31日まで)評価を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○人事評価の項目、評価の基準をあらかじめ職員に明示 ○被評価者は期首に目標を設定 ○被評価者は期末に自己評価を実施し評価者に報告 ○評価者は被評価者の自己評価も踏まえ評価を実施 ○評価者は被評価者に対して評価結果を原則開示※3 ○評価結果に対する苦情処理の仕組みを設置

※1 県立学校及び市町村立学校に勤務する教員並びに市町村立学校に勤務する学校栄養職員及び事務職員は、実績評価、能力評価に加えて意欲評価を実施。

警察本部は、実績評価を業績評価という。

※2 警察本部は10月1日から翌年9月30日まで

※3 警察本部は原則非開示

3 職員の給与の状況

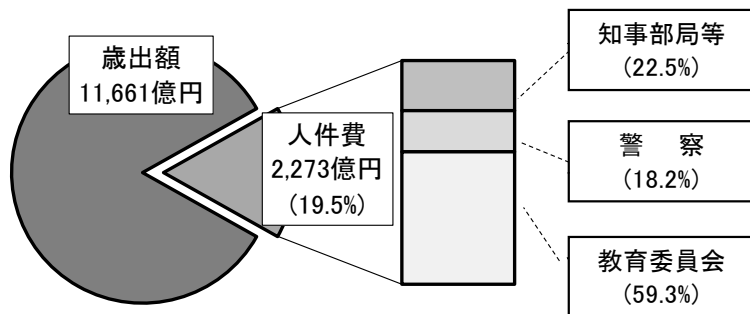
(1) 給与決定のしくみ

職員の給与は、県人事委員会の「職員の給与に関する勧告」に基づき、県議会の審議を経て条例で定められるしくみになっています。

なお、現下の厳しい財政状況を考慮し、令和元年11月から臨時的な給与削減を実施しています（詳しくは「(10)給与の削減措置」をご覧ください）。

(2) 人件費率

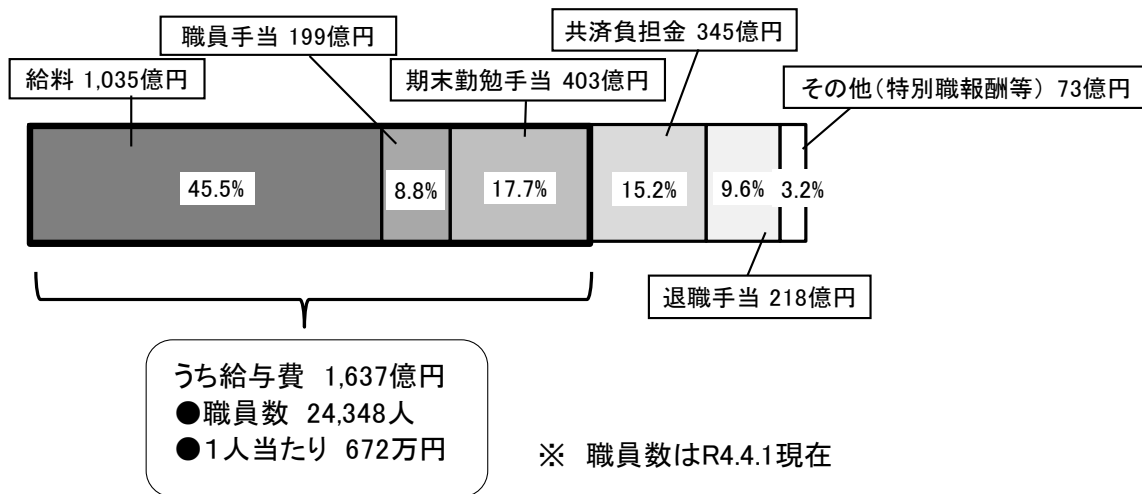
(令和4年度普通会計決算)



※ 人件費には、一般職員及び特別職（知事・議員など）の給料、報酬、諸手当や共済負担金などが含まれます。

(3) 人件費の内訳

(令和4年度普通会計決算)



(4) 初任給

(各年度4月1日現在)

区 分		令和4年度		令和5年度	
一般行政職	大学卒	191,700円		191,700円	
	高校卒	158,900円		158,900円	
警察職	大学卒	226,300円		226,300円	
	高校卒	188,300円		188,300円	
小・中学校教育職	大学卒	214,200円		214,200円	
	短大卒	192,700円		192,700円	
高等学校教育職	大学卒	214,200円		214,200円	
技能労務職	高校卒	156,800円		156,800円	

※1 初任給は、学校卒業後すぐに採用された場合の月額です。

※2 令和4年度は給与改定後の月給です。

(5) 平均給料月額

(各年度4月1日現在)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	326,913 円	44.2 歳	327,214 円	44.3 歳
警察職	323,354 円	39.1 歳	326,540 円	39.2 歳
小・中学校教育職	356,163 円	42.6 歳	355,930 円	42.5 歳
高等学校教育職	399,507 円	49.8 歳	398,513 円	50.1 歳
技能労務職	327,248 円	54.2 歳	324,959 円	55.0 歳

※1 平均給料月額には、給料の調整額および教職調整額を含みます。

※2 平均給料月額は、給与削減後の額です（以下、同様）。

(6) 学歴や経験年数による平均給料月額

令和4年度		(令和4年4月1日現在)			
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	270,559円	356,866円	385,514円	397,591円
	高校卒	247,011円	305,095円	345,103円	369,227円
警察職	大学卒	286,920円	382,490円	405,408円	406,934円
	高校卒	260,742円	343,278円	383,884円	395,756円
小・中学校教育職	大学卒	316,915円	389,918円	411,145円	417,615円
	短大卒	—円	378,810円	395,623円	413,838円
高等学校教育職	大学卒	309,496円	398,948円	418,947円	427,551円
技能労務職	高校卒	221,220円	—円	—円	365,716円

令和5年度		(令和5年4月1日現在)			
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	280,492円	356,673円	382,813円	399,778円
	高校卒	245,577円	303,610円	346,747円	374,909円
警察職	大学卒	289,722円	384,666円	406,671円	409,344円
	高校卒	262,361円	349,368円	390,010円	403,090円
小・中学校教育職	大学卒	320,038円	392,242円	411,218円	417,240円
	短大卒	—円	362,714円	401,947円	416,500円
高等学校教育職	大学卒	310,446円	399,880円	419,259円	430,462円
技能労務職	高校卒	223,200円	—円	—円	371,553円

※1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

※2 「—」の欄は、該当者3人未満もしくは該当する職員がない区分です。

(7) 手当の種類とその内容(主なもの)

		(令和4年4月1日現在)	
毎月決まって支給	扶養手当	配偶者、父母等 子	各 6,500円 各 10,000円
	住居手当	借家 月額10,000円以上の家賃を支払っている職員に対し、 家賃額に応じ最高	27,000円まで
	通勤手当	電車・バス等利用者(定期券の場合は通用期間ごとに支給) 負担している運賃額に応じ1か月当たり最高 自動車等利用者 使用距離に応じ最高	55,000円まで 44,100円まで

勤務実績に応じて支給	時間外勤務手当	区分	支給総額	職員1人当たり平均支給年額
		令和3年度	4,687,236 千円	190,267 円
		令和4年度	4,862,816 千円	199,721 円
特殊勤務手当	区分		全職種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		68.2 %	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(令和4年度)		70,503 円	
	手当の種類(手当数)		43	
	支給額の多い手当	教員特殊業務手当・犯罪捜査手当・教育業務連絡指導手当・夜間特殊業務手当・死体取扱手当		
支給件数の多い手当	教員特殊業務手当・教育業務連絡指導手当・犯罪捜査手当・交通捜査手当・警ら手当			

※ 特殊勤務手当は著しく危険、不快又は不健康な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事したときに支給する手当です。

期末・勤勉手当		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225 月分 (0.675)	0.925 月分 (0.45)
	12月期	1.225 月分 (0.675)	1.025 月分 (0.50)
	計	2.45 月分 (1.35)	1.95 月分 (0.95)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		有

※1 期末・勤勉手当は民間企業のボーナスに当たる手当です。

※2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

その他	寒冷地手当	支給地域に限り、世帯の状況に応じ最高 月額17,800円(11月から3月まで支給)
-----	-------	----------------------------------------------

退職手当	支給率	自己都合	定年・勸奨
	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
	加算措置	定年前早期退職の場合は 1年につき2%加算(20%限度)	
	令和4年度退職者1人当たり平均支給額	自己都合	定年 勸奨
	一般職員	2,478 千円	21,367 千円 20,935 千円
	警察官	2,653 千円	21,666 千円 20,611 千円
	教育公務員	3,246 千円	22,324 千円 22,081 千円

(8) 一般行政職の級別の構成比

区 分		10級	9 級	8 級	7 級	6 級
代表的な職名		部長 局長	部長 局長	副部長 部参事	部参事 課長	課長 課長補佐
令和 4 年度	職 員 数	1 人	26 人	41 人	242 人	1,216 人
	構 成 比	0.0 %	0.5 %	0.7 %	4.4 %	22.1 %
令和 5 年度	職 員 数	0 人	30 人	38 人	223 人	1,181 人
	構 成 比	0.0 %	0.6 %	0.7 %	4.1 %	21.8 %

区 分		5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
代表的な職名		課長補佐	課長補佐 係長・主任	主任	主事 技師	主事 技師	
令和 4 年度	職 員 数	137 人	1,838 人	789 人	558 人	642 人	5,490 人
	構 成 比	2.5 %	33.5 %	14.4 %	10.2 %	11.7 %	100.0 %
令和 5 年度	職 員 数	138 人	1,809 人	750 人	564 人	681 人	5,414 人
	構 成 比	2.5 %	33.4 %	13.9 %	10.4 %	12.6 %	100.0 %

※ 本表の職員数は、総務省の地方公務員給与実態調査の14表に該当する職員の数です。(再任用職員を除く。)

(9) 主な特別職の報酬等の状況

(各年度4月1日現在)

区 分		知 事	副知事	議 長	副議長	議 員
給料・報酬 月額	令和 4 年度	1,020,800円	849,150円	890,100円	778,500円	712,800円
	令和 5 年度	1,020,800円	849,150円	890,100円	778,500円	712,800円
期末手当 支給割合	令和 4 年度	6月期 1.625月分		12月期 1.675月分		計 3.3月分
	令和 5 年度	6月期 1.65月分		12月期 1.65月分		計 3.3月分

※1 特別職の給料・報酬月額は、県内の各界代表者、学識経験者などで構成する特別職報酬等審議会の答申を受けて条例で定められています。

※2 給料・報酬月額は、給与削減後の額です。

(10) 給与の削減措置

現下の厳しい財政状況を考慮し、削減措置を行っています。

区分		削減率						措置期間	
		給料・報酬月額	給料月額	地域手当	期末手当	管理職手当	期末・勤勉手当		
特別職	知事	20%	20%	—	20%	—	—	R元. 11. 1～R6. 3. 31	
	副知事、教育長、常勤監査委員、地方公営企業管理者	15%	15%	—	15%	—	—	R元. 11. 1～R6. 3. 31	
	議長、副議長、議員	10%	10%	—	10%	—	—	R元. 11. 1～R5. 4. 29 R5. 6. 1～R6. 3. 31 ※2	
一般職	部長級職員	10%	8. 5%	給料月額 の1. 5%	—	10%	10%	R元. 11. 1～R6. 3. 31	
	課長級職員 ()内は所属長を除く課長級職員の措置期間	5%	3. 5%	給料月額 の1. 5%	—	5%	5%	R元. 11. 1～R6. 3. 31 (R2. 4. 1～R6. 3. 31)	
	上記以外 ※1	行政職3級以上 ()内はR5. 4～R6. 3(4年 目)の削減割合	2. 5% (2. 0%)	1. 0% (0. 5%)	給料月額 の1. 5%	—	—	3%	R2. 4. 1～R6. 3. 31
		行政職1・2級	1. 5%	—	給料月額 の1. 5%	—	—	3%	R2. 4. 1～R6. 3. 31

※1 行政職以外については、行政職3級以上の職員に適用される期末・勤勉手当の役職加算適用の有無を基準とし、役職加算が適用されない職員を行政職1・2級相当としています。

※2 当該期間については、R5. 4. 30～R5. 5. 31までの期間の報酬の日割額の1%を併せて減額しています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

全職員について、労働基準法の限度内である1日7時間45分、1週間38時間45分となっています。

1週間の 正規の 勤務時間	1日の 正規の 勤務時間	条例・規則の状況		勤務時間の運用状況
		開始時刻	終了時刻※	休憩時間※
38時間45分	7時間45分	8:30	17:15	12:00 ～ 13:00

※ 県立学校の教育職員(昼間に授業を行う学校(課程))

勤務時間:8:30～17:00、休憩時間:12:45～13:30

※ 県立学校の教育職員(夜間に授業を行う学校(課程))

勤務時間:13:15～21:45、休憩時間:16:45～17:30

(2) 年次有給休暇の取得状況

年次有給休暇は、一の年ごとに20日付与され(途中採用者を除く。)、20日を超えない範囲内の残日数は、翌年に繰り越すことができます。

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消化率
a	b	c	b/c	b/a
639,963日	228,905日	18,001人	13日	35.8%

(※市町村立学校教職員を除く。)

(3) 特別休暇等の導入状況

種類 (休暇等の名称)	区分	有給/無給	付与日数	備考
公民権の行使	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
証人等としての出頭	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
骨髄等ドナー休暇	特別休暇	有給	必要と認められる期間	
結婚休暇	特別休暇	有給	8日(分割する場合は6日)	
産前産後休暇	特別休暇	有給	産前6週間(2週間延長可、多胎妊娠14週間)、産後8週間	
育児休暇	特別休暇	有給	1日2回、合計90分	
出生サポート休暇	特別休暇	有給	6日以内(体外受精及び顕微授精に係るものである場合は12日以内)	
妊産婦の健康診断	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
妊婦の通勤緩和	特別休暇	有給	1日1時間	
妻の出産	特別休暇	有給	3日以内	
男性職員の育児参加	特別休暇	有給	5日以内	
家族看護・子育て	特別休暇	有給	8日以内(中学校卒業前の子が2人以上の場合は12日)	
忌引休暇	特別休暇	有給	1日～10日	
父母、配偶者又は子の法要等	特別休暇	有給	慣習上最小限度必要と認められる期間(1日)	
夏季休暇	特別休暇	有給	5日以内	
災害による現住居の滅失等	特別休暇	有給	1週間を超えない範囲内	

種類 (休暇等の名称)	区分	有給/無給	付与日数	備考
災害又は交通機関の事故等による出勤困難	特別休暇	有給	必要と認められる期間	
所轄庁の事務又は事業の停止	特別休暇	有給	必要と認められる時間	
生理休暇	特別休暇	有給	1回について2日以内	
妊婦の妊娠障害	特別休暇	有給	必要と認められる期間 (14日以内)	
リフレッシュ休暇	特別休暇	有給	3日以内(勤続期間20年及び30年の翌年度)	
ボランティア休暇	特別休暇	有給	5日以内	
短期介護休暇	特別休暇	有給	5日以内	
公務疾病休暇	病気休暇	有給	2年の範囲内 (県警は必要と認められる期間)	
結核性疾病休暇	病気休暇	有給	1年の範囲内	
私傷病休暇	病気休暇	有給	6月の範囲内	
療後休暇	病気休暇	有給	1月の範囲内で、1日について4時間以内	
分割面接授業参加	職専免	有給	42日の範囲内	
措置要求・審査請求	職専免	有給	必要と認める時間	
公務災害補償に関する審査請求	職専免	有給	必要と認める時間	
妊婦の休息又は補食	職専免	有給	必要と認める時間	
勤務庁舎内等における献血	職専免	有給	必要と認める時間	
本部長が実施する昇任試験	職専免	有給	必要と認める時間	警察本部のみ
介護休暇		無給	6月の範囲内	
介護時間		無給	3年の範囲内で、1日について2時間以内	
研修計画	職専免	有給	必要と認められる時間	
厚生計画参加	職専免	有給	必要と認められる時間	
兼職	職専免	有給	必要と認められる時間	
適法な交渉	職専免	有給	交渉・予備交渉(協議)に必要な時間	警察本部制度なし
組合休暇		無給	30日以内	警察本部制度なし

※特別休暇、職専免・・・いずれも勤務時間中に給与の支給を受けながら勤務しないことが認められる制度で、事由により特別休暇と職務専念義務免除の2つに分けられている。

(4) 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	取得者 数合計	介護休暇承認期間別内訳					
		1月以下	1月超 2月以下	2月超 3月以下	3月超 4月以下	4月超 5月以下	5月超
男性	5	0	1	2	0	0	2
女性	15	5	4	3	0	0	3
合計	20	5	5	5	0	0	5

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況

① 育児休業

(単位：人)

	取得者 数合計	育児休業承認期間別内訳					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月 以下	1年6月 超 2年以下	2年超 2年6月 以下	2年6月 超
男性	145	125	17	3	0	0	0
女性	432	12	103	107	79	26	105
合計	577	137	120	110	79	26	105

※ 令和4年度に新たに育児休業を取得した職員

② 部分休業

(単位：人)

	取得者 数合計	部分休業承認期間別内訳					
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超 4年以下	4年超 5年以下	5年超
男性	11	10	0	1	0	0	0
女性	196	106	19	11	22	29	9
合計	207	116	19	12	22	29	9

※ 令和4年度に新たに部分休業を取得した職員

(2) 自己啓発等休業の取得状況

自己啓発等休業は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うために3年（大学等課程の履修の場合は原則2年）を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

令和4年度に新たに休業を取得した職員：なし

(3) 修学部分休業の取得状況

修学部分休業は、大学、専修学校等で修学するために2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について休業することを可能とする制度です。

令和4年度に新たに休業を取得した職員：なし

(4) 配偶者同行休業の取得状況

配偶者同行休業は、外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にするために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

(単位：人)

	取得者 数合計	配偶者同行休業承認期間別内訳		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
男性	0	0	0	0
女性	1	0	0	1
合計	1	0	0	1

※ 令和4年度に新たに配偶者同行休業を取得した職員

(5) 大学院修学休業の取得状況

大学院修学休業は、一種免許状又は特別免許状を有する公立学校の教員が、国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得するために3年を超えない範囲内において、休業することを可能とする制度です。

令和4年度に新たに休業を取得した職員：なし

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、法律又は条例に定められた事由に該当した場合に、職員の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことをいい、地方公務員法第28条に規定されています。

分限処分には、降任・免職・休職・降給の4種類があります。

① 分限処分者数

(単位：人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	412	0	412
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	412	0	412

地方公務員法第28条第4項により失職した者	0
地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	0

② 休職状態にある者の数

(単位：人)

処分事由	新規・更新処分	左記以外	合計
心身の故障の場合	245	4	249
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0
条例で定める事由の場合	0	0	0
合計	245	4	249

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、任命権者が職員の一定の義務違反に対して、その責任を追究して行う行政上の不利益処分のことをいい、地方公務員法第29条に規定されています。

懲戒処分には、戒告・減給・停職・免職の4種類があります。

① 懲戒処分者数

(単位：人)

処分事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
法令に違反した場合	1	1	3	1	6	13
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	1	0	0	2	3	16
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	1	3	4	4	12	36
合計	3	4	7	7	21	65

※訓戒・・・懲戒処分にはあたらず、法的効果をなんらもたらすものではないが、職員の職務上の義務違反等に対し、その責任を確認し、将来を戒める行為をいう。

訓戒には、文書訓戒と口頭訓戒がある。

② 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

処分の具体的事由	免職	停職	減給	戒告	合計	訓戒
給与・任用に関する不正						
諸給与の不正領得	0	0	1	0	1	0
受験採用の際の虚偽行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	1	0	1	0
一般服務違反等関係						
守秘義務違反	0	0	0	0	0	0
政治的行為違反	0	0	0	0	0	0
違法な職員組合活動						
争議行為	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
営利企業等従事制限違反	0	0	0	0	0	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	0	0	0	0	0	0
公職選挙法違反	0	0	0	0	0	0
休暇の不正利用・虚偽申請	0	0	0	0	0	0
職場内秩序びん乱	0	0	0	0	0	1
セクシュアル・ハラスメント	1	1	0	0	2	2
パワー・ハラスメント	0	1	0	0	1	1
教職員による児童生徒に対する非違行為	1	0	1	1	3	7
通常業務処理不適正	1	0	0	2	3	14
公金官物処理不適正	0	0	0	0	0	6
その他	0	0	1	1	2	4
小計	3	2	2	4	11	35
公務外非行関係						
傷害・暴行の刑法違反	0	0	0	0	0	0
金銭・異性関係等の非行	0	1	1	0	2	9
その他	0	0	1	0	1	2
小計	0	1	2	0	3	11
収賄等関係						
収賄	0	0	0	0	0	0
横領	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0	0
交通事故・交通法規違反						
職務遂行中	0	0	0	0	0	2
職務行為中以外	0	1	2	3	6	13
小計	0	1	2	3	6	15
うち飲酒運転	0	1	0	0	1	0
本人の行為(上記合計)	3	4	7	7	21	61
監督責任	0	0	0	0	0	4
合 計	3	4	7	7	21	65

(3) 職員の刑事処分の状況

◎ 刑事事件処分者数

(単位：人)

事件の種類	懲役	禁錮	罰金	科料	合計
収賄による場合	0	0	0	0	0
横領による場合	0	0	0	0	0
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0
道路交通法違反による場合					
職務遂行中	0	0	4	0	4
職務遂行中以外	0	0	11	0	11
小計	0	0	15	0	15
その他	1	0	2	0	3
合 計	1	0	17	0	18

7 職員のサービスの状況

◎ サービス規律遵守のための取組の状況

取 組	具体的内容	職員への周知方法	備 考
綱紀保持・サービス規律の確保	「職員の綱紀の保持及びサービス規律の確保」に関する通知	文書回覧	年2回実施 (警察本部を除く。)
	「職員の綱紀の保持及びサービス規律の確保のための指針」の作成	文書回覧	年2回実施 (警察本部を除く。)
規律の保持及び各種事故防止	通知により、規律の保持及び各種事故防止の徹底を指示	幹部による指示及び文書回覧	(警察本部のみ。)
監察の実施	業務の能率的運営と規律保持を目的として、業務・サービス全般について監察を実施	—	(警察本部のみ。)

8 職員の退職管理の状況

(1) 再就職に係る規制

平成28年4月1日施行の改正地方公務員法において、再就職規制に関する規定が新たに定められました。県では、改正地方公務員法に定めるもののほか、「職員の退職管理に関する条例」や「新潟県職員の再就職の取扱いに関する要綱」により、職員の退職管理の適正化を図っています。主な内容は以下のとおりです。

① 再就職者による働きかけの禁止

退職後に再就職した再就職者に対し、再就職先に関する契約・処分等に関して、退職後2年間、現役職員に対する働きかけを禁止

② 再就職の自粛等

ア 退職後2年間、民間企業（出資法人除く）の役員就任を自粛（全職員）

イ 退職後2年間、民間企業（出資法人除く）への再就職を自粛（課長級以上の職員。ただし、事前に総務部長の承認を受けた場合を除く。）

ウ 電力会社への再就職を自粛（原子力安全行政所管部署の管理職経験のある職員）

③ 再就職情報の届出等

ア 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、退職後に再就職した場合、退職後2年間、退職時の任命権者に対し、再就職情報を届出

イ 退職後に再就職を予定している職員は、在職中に誓約書を提出

④ 働きかけ規制違反の監視

- ・ 現役職員が再就職者から働きかけを受けた場合、人事委員会に届け出ることを義務づけ
- ・ 任命権者は、働きかけ規制違反の疑いを把握した場合、違反行為について調査を実施し、調査結果について人事委員会に報告

⑤ 再就職状況の公表

再就職の透明性確保のため、退職者の再就職状況を公表

※ ②、③イ、⑤については、教職員及び警察本部の職員を除く。

(2) 再就職者の状況

令和4年度末退職者の再就職状況（R5.4.1現在）は以下のとおりです。

区分	事務	専門	用員	教育職員	警察官	合計
県以外の団体等への再就職者数	21	139	0	3	16	179
県出資法人	5	15	0	0	2	22
公益団体等	14	104	0	3	4	125
民間企業等	2	20	0	0	10	32
県への任用	71	48	24	323	53	519
暫定再任用職員	60	42	21	323	42	488
再雇用会計年度任用職員	11	6	3	0	11	31
合計	92	187	24	326	69	698

9 職員の研修の状況

(1) 職員研修の体系（知事部局）



※ このほか、各任命権者においてそれぞれの専門業務に関連する研修を個別に実施しています。

(2) 研修の種類と受講者の状況（主なもの）

① 知事部局（議会事務局及び行政委員会事務局を含む。）

研修名	研修の内容	受講者数
係長研修 【階層別研修】	部下の指導・育成や目標達成に向け、監督職に必要なマネジメントスキルやリーダーシップ能力の向上を図る。	172人
データの基礎と情報分析 【能力開発研修】	データの有効活用に関する基礎的知識を習得するとともに、情報の分析能力の向上を図る。	26人
経営分析コース 【専門研修】	財務諸表の分析手法等を習得し、経済活動を経営的な視点から理解・判断できる能力の向上を図る。	11人
民間企業等派遣研修 【派遣研修】	県内外の民間企業等における実務経験を通じて、行政課題に対応するための高度な知識・ノウハウを習得する。	7人

② 病院局

研修名	研修の内容	受講者数
認定看護管理者研修	看護管理に携わる職員として質の高い組織的看護サービスを提供するためマネジメントに必要な知識、姿勢を養い、看護管理者の資質と水準の維持向上を図るため日本看護協会等の認定看護管理者研修へ派遣し受講する。	14人

③ 企業局

研修名	研修の内容	受講者数
企業局新任者研修	業務概要の説明	18人
基礎技術派遣研修	電気・工業用水道等に関する専門知識を高めるもの	24人
その他派遣研修	企業経営等に関する専門知識を高めるもの	9人
資格取得支援	電気主任技術者等の資格取得支援	20人

④ 教育委員会

研修名	研修の内容	受講者数
初任者研修	本県における学校教育の現状や課題について理解を深めるとともに、教員として実践的指導力と使命感を養い、幅広い知見の習得を図る。	395人
中堅教諭等資質向上研修	校内において中堅教員としての役割を果たすため、本県の教育課題の理解と学校運営に参画する資質能力及び教科指導における授業力の向上を図る。	386人
小・中・高・特別支援学校 新任校長、幼稚園新任 園長研修	校長としての職務、組織マネジメントの考え方や危機管理の在り方について総合的に理解を深め、校(園)長としての資質能力の向上を図る。	131人

⑤ 警察本部

研修名	研修の内容	受講者数
初任(補修)科	職務遂行に必要な基礎知識及び技能を修得する。	222人
部門別任用科	特定の部門で必要な専門的知識及び技術を修得する。	115人
専科	職務執行に必要な専門知識及び技能を修得する。	524人
警部任用科	職務執行に必要な知識及び技能を修得する。	20人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生の実施状況

地方公務員法において、「職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない」とされているほか「職員又はその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行うための相互救済を目的とする共済制度が実施されなければならない」とされていることから、これらに基づき共済組合及び互助会と連携しながら事業を実施しています。
(知事部局)

区分	事業名	事業概要
厚生制度	定期健康診断	定期健康診断及び事後指導等
	がん検診	婦人検診、大腸がん、前立腺がん、肺がん
	人間ドック	希望制人間ドック
	特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査、特定保健指導
	健康増進講座	健康講座、メンタルヘルス対策等
	元気回復事業	地区スポーツ大会、地区文化教養行事等
	ライフプラン推進事業	ライフプランセミナー、職員相談室の運営等
	福利厚生施設	県庁医務室、職員住宅、職員会館等
共済制度	福祉事業	貸付事業
	短期給付	保健給付(医療保険)、休業給付等
	長期給付	老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等

(2) 公務災害等の状況

(単位：件)

区分	3年度末 未認定件数	4年度中 申請件数	4年度中認定状況				4年度末 未認定件数
			公務上	公務外	取下げ	計	
公務災害	54	281	274	2	1	277	58
通勤災害	4	12	10	0	0	10	6
合計	58	293	284	2	1	287	64

II 人事委員会の業務の状況

1 競争試験及び選考の状況

(1) 職員採用試験(競争試験)の実施状況(令和4年度) (単位:人)

試験区分	職 種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
大学卒業 程度	総合土木(先行実施)	40	28	10	6
	病院経営	52	39	7	3
	一般行政	330	271	71	53
	警察行政	21	13	7	6
	福祉行政	38	36	9	8
	福祉行政(心理)	13	10	3	3
	総合土木	32	29	17	12
	林業	17	17	8	6
	農業	44	41	22	21
	水産	11	9	1	1
	建築	2	1	0	-
	機械	1	0	-	-
	環境	9	7	3	2
	電気	8	6	2	2
	保健師	9	8	6	5
	薬剤師(行政)	5	5	4	3
	少年警察補導員	8	8	1	1
	福祉行政(追加募集)	19	14	2	1
	総合土木(追加募集)	8	6	1	1
	林業(追加募集)	5	5	0	-
水産(追加募集)	8	5	1	1	
建築(追加募集)	3	1	-	-	
機械(追加募集)	4	3	1	1	
電気(追加募集)	2	1	0	-	
	小 計	689	563	176	136
大学卒業 程度:キ ャリア採 用	一般行政(ICT)	7	6	1	1
	一般行政(経営・財務)	15	14	4	3
	一般行政(広報・プロモ)	10	10	0	-
	一般行政(営業・企画)	13	13	1	1

	一般行政（行政実務）	24	20	2	2
	一般行政（自己推薦）	29	24	0	-
	福祉行政	9	9	2	2
	林業	1	1	0	-
	農業	10	9	2	1
	環境	7	6	1	1
	保健師	2	2	1	1
	薬剤師（行政）	0	-	-	-
	地域枠：一般行政	31	27	2	0
	地域枠：総合土木	5	5	0	-
	小 計	163	146	16	12
高校卒業 程度	一般事務	91	78	17	11
	警察事務	26	23	3	2
	総合土木	20	19	12	8
	電気	0	-	-	-
	小 計	137	120	32	21
警察官 A	男性警察官	300	224	66	48
	女性警察官	89	58	20	12
	小 計	389	282	86	60
警察官 B	男性警察官	169	138	44	40
	女性警察官	75	65	13	12
	小 計	244	203	57	52
警察官 (武道)	男性警察官	4	1	1	1
	女性警察官	1	1	1	1
	小 計	5	2	2	2
市町村立義務教育諸学校 事務職員	学校事務職員	160	148	28	11
	小 計	160	148	28	11
就職氷河 期世代	一般事務	189	119	4	4
	警察事務	37	22	2	2
	総合土木	9	5	1	1
	学校事務職員	60	48	4	4
	小 計	295	194	11	11
	合 計	2,082	1,658	408	305

(2) 職員採用試験(選考考査)の実施状況(令和4年度) (単位:人)

試験区分	職 種	申込者数	受験者数	合格者数	採用者数
大学卒業 程度	助産師	3	3	3	2
	助産師・第2回	2	2	2	1
	病院事務	10	9	2	2
	薬剤師(病院)	5	4	3	3
	福祉行政(障害者)	10	9	1	0
	林業(障害者)	4	3	0	-
	農業(障害者)	2	2	0	-
	職業訓練指導員(機械系)	2	2	1	0
	職業訓練指導員(機械系)・第2回	4	4	1	1
	醸造	3	3	1	1
	情報処理技術者	0	-	-	-
	文化財調査員	14	14	2	1
	小 計	59	55	16	11
短大卒業 程度	看護師	112	109	93	86
	看護師・第2回	16	12	8	4
	看護師・第3回	6	5	3	3
	看護師・第4回	4	4	3	3
	看護師・第5回	3	3	1	1
	理学療法士	17	13	3	2
	理学療法士・第2回	2	2	1	1
	臨床検査技師	38	36	6	5
	臨床検査技師・第2回	7	7	3	3
	臨床工学技士	11	9	2	2
	臨床工学技士・第2回	7	6	3	3
	言語聴覚士	3	3	1	1
	視能訓練士	4	3	1	1
	管理栄養士(病院)	7	6	2	2
	小 計	237	218	130	117
高校卒業 程度	一般事務(障害者)	41	32	3	3
	警察事務(障害者)	6	5	0	-

	総合土木（障害者）	1	1	0	-
	学校事務（障害者）	6	4	0	-
	航空整備士	2	2	1	1
	船舶乗組員（機関士）	3	3	1	1
	小計	59	47	5	5
その他	警察官（再採用）	5	5	2	2
	小計	5	5	2	2
合計		360	325	153	135

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 職員の給与等に関する報告

本県職員の給与の実態、給与を決定する諸事情について調査研究を行い、令和4年10月14日に県議会及び知事に対して報告し、併せて給与の改定について勧告を行った。

① 職員の給与

本委員会が、本年4月1日現在で実施した「令和4年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

ア 職員構成

職員数は、一般職員5,926人、警察官4,061人、県立学校職員3,952人、市町村立学校職員8,417人、計22,356人となっており、昨年に比べ466人減少している。

また、平均年齢は43.2歳、平均経験年数は20.8年、男女別構成は男62.6%、女37.4%、学歴別構成は大学卒80.7%、短大卒7.1%、高校卒12.2%、中学卒0.0%となっている。

イ 平均給与月額等

職員は、従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職、医療職、研究職、福祉職及び学校栄養職の7種13給料表の適用を受けているが、これら職員全員の本年4月における平均給与月額は、給料354,961円、扶養手当9,186円、地域手当597円、その他の手当17,933円、計382,677円となっている。

このうち民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（平均年齢43.9歳、平均経験年数21.7年）の平均給与月額は、給料334,276円、扶養手当9,375円、地域手当786円、その他の手当19,138円、計363,575円となっている。

なお、職員の給与は、本県の厳しい財政状況を踏まえ、令和元年11月から「知事等の給与の特例に関する条例（令和元年新潟県条例第18号。以下「特例条例」という。）」により特例的に減額措置がとられており、職員の役職段階に応じ、給料月額の1.5～10%、管理職手当の5～10%及び期末手当・勤勉手当の3～10%がそれぞれ減額されている。当該減額措置がないものとした場合、職員全員の平均給与月額は392,352円、このうち行政職給料表適用職員の平均給与月額は373,533円となっている。

② 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、本年も、人事院及び新潟市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内1,119事業所のうちから、250事業所を層化無作為抽出法によって抽出の上、「令和4年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる54種類の職務に従事する者8,071人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。

なお、新型コロナウイルス感染症をめぐる医療現場の厳しい環境に鑑み、一昨年、昨年に引き続き、病院は調査対象から除外した。

その主な調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 初任給の状況

別表第1に示すとおり、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で22.2%（昨年22.6%）、高校卒で13.0%（同8.7%）となっている。そのうち、初任給について、増額した事業所の割合は大学卒で38.3%（同21.7%）、高校卒で57.4%（同31.6%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で61.7%（同78.3%）、高校卒で42.6%（同68.4%）となっており、減額した事業所は昨年に引き続きなかった。

イ 給与改定の状況

別表第2に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）についてベースアップを実施した事業所の割合は37.9%（昨年23.3%）となっており、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.5%（昨年は該当なし）となっている。

また、別表第3に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.1%（昨年87.5%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は28.6%（同17.5%）、減額となっている事業所の割合は3.7%（同6.8%）となっている。

③ 本県職員と民間従業員との給与比較

ア 公民給与の較差

本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間にあつてはこれに相当する職種の職務に従事する者について、相互の給与を比較した。

職員の給与については、特例条例により減額措置がとられているが、当該減額措置は、本県の厳しい財政状況を踏まえた特例的なものであり、本来支給される給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、公民給与の比較に当たっては、減額前の職員の給与を基礎とすることが適当であると考え。これにより比較したところ、別表第4に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を693円（0.19%）下回っている。

なお、減額後の職員の給与を基礎として比較した場合、職員の給与が民間従業員の給与を10,651円（2.93%）下回っている。

また、職員と民間従業員の比較に当たって使用した給与種目は別表第5のとおりである。

イ 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給を調査した結果は、別表第6に示すとおりであつて、平均給与月額4.39月分に相当しており、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数（4.30月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.09月分下回っている。

なお、特別給の比較に当たっても、本来支給される給与水準を示すという給与勧告の趣旨から、特例条例による減額措置を考慮しないことが適当であると考えます。

④ 本県職員と国家公務員との給与比較

民間従業員の給与との比較を行っている行政職給料表適用職員と国家公務員の行政職俸給表(一)適用者の本年4月における平均給与月額は別表第7のとおりである。

⑤ 物価及び生計費

総務省による本年4月の消費者物価指数は、昨年同月に比べ、新潟市では3.0%、全国では2.5%の上昇となっている。

また、本委員会が総務省の家計調査等を基礎として算定した2人世帯、3人世帯及び4人世帯の新潟市における標準生計費は、本年4月においてそれぞれ187,450円、201,510円及び215,560円となっている。

⑥ 人事院の給与勧告等

人事院は、本年8月8日、一般職国家公務員の給与等について報告を行い、併せて給与の改定について勧告を行った。

⑦ むすび

本県職員の給与及び民間給与の実態とそれぞれの比較、物価及び生計費の状況並びに人事院勧告の概要等は、以上述べたとおりである。

これらを総合的に勘案し、本委員会は、職員の給与の改定等について次のとおり判断した。

ア 職員の給与の改定

(ア) 給料表

民間給与と比較を行っている行政職給料表については、公民較差の状況等を踏まえ、引上げ改定を行うこととする。

改定内容は、人事院勧告において初任給を含む若年層に重点を置いた引上げを行ったこと及び民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、職員採用試験(大学卒業程度)に係る初任給を3,000円、職員採用試験(高校卒業程度)に係る初任給を4,000円引き上げることとし、30歳台半ばまでの職員が在職する号給について、引上げ改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に改定を行うこととする。

(イ) 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.1月分引き上げ、4.40月分とする。支給月数の引上げ分は、人事院勧告や民間の特別給の支給状況

等を踏まえ、本年度については、12月期の勤勉手当に配分し、令和5年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

イ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

人事院は、本年の報告において、社会情勢の急速な変化や段階的な定年引上げによる公務の変化に適応した人事管理が求められると指摘するとともに、若い世代の確保、積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用等についても課題があるとの認識を示している。

このため、人事院は、給与制度についても、これらの課題に対応できるようアップデートを図っていく必要があるとしている。具体的には、若年層をはじめとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準や多様な人材の専門性等に応じた給与の設定など、様々な側面から一体的に取り組を進め、令和5年に骨格案、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示して施策を講ずることを目指すとしている。

本委員会においても、人事院の検討状況や今後の取組、他の都道府県の動向及び民間の状況等に留意しながら、検討を進めていく必要がある。

ウ 働き方改革と勤務環境の整備

(ア) 長時間勤務の是正

任命権者においては、「新潟県庁働き方改革行動計画」に基づく時間外勤務縮減対策に取り組んできており、部局間・部局内における応援体制の積極的な運用、その他様々な業務の効率化等の取組が行われている。

本委員会が、令和3年度の長時間勤務の状況を調査したところ、1人当たりの時間外勤務の時間は、令和2年度に比べて増加していた。また、1箇月に100時間以上時間外勤務を行った職員は196人、割合では1.9%（令和2年度142人、1.5%）、1年に720時間を超えた職員は105人、割合では1.0%（同120人、1.3%）であり、1年に720時間を超えた職員は令和2年度に比べて若干減少したものの、1箇月に100時間以上時間外勤務を行った職員は大幅に増加していた。

長時間の時間外勤務の大きな要因の一つは、令和2年度に引き続き新型コロナウイルス感染症への対応であり、任命権者は、職員の増員や他部局からの応援など、全庁的な体制の構築等に取り組んだが、感染者数の増加に伴う積極的疫学調査への対応やワクチン接種の開始等に伴う業務量の増加により、時間外勤務を行う必要がある状況であったと認められる。

しかしながら、上限を上回る時間外勤務が常態化している一部の職場においては、業務手法の見直しなど、抜本的な対策を講じていく必要がある。

教育職員の長時間勤務に対しては、「県立学校における教員の勤務時間の上限に

関する方針」(令和元年12月策定)や「新潟県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則」(令和3年4月施行)に基づいて、時間外勤務の上限時間を定め、教育委員会が業務量の適切な管理を行うこととしている。

本委員会が令和3年度の県立学校教育職員の時間外の勤務時間を調査したところ、1箇月に100時間以上の教育職員は151人、割合では4.9%(令和2年度114人、2.8%)、1年に720時間を超えた教育職員は210人、割合では6.8%(同203人、5.1%)であった。新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う一斉休校の影響等により時間外勤務が減少した令和2年度より増加しているものの、令和元年度に比べて大幅に低い水準となっていた。任命権者において、客観的な在校等時間の管理や、学校行事の見直し等の取組が進んだものと考えられる。

もっとも、依然として長時間勤務を行っている教育職員が多数存在することから、教育委員会においては、教育職員の多忙化解消に向けた取組を一層進めていく必要がある。

長時間の時間外勤務の是正は、職員の健康保持、ワーク・ライフ・バランス、有為な人材の確保等の観点から、極めて重要な課題である。

時間外勤務縮減のためには、まずは、所属長等の管理職が業務を適切に管理し、業務の効率化・合理化等、不断の見直しを進めることが重要である。

その上で、任命権者においては、必要に応じて、適切な措置を講じるとともに、業務量に応じた柔軟な対応を行うことが求められる。

本委員会としては、今後も職権を有する職員の労働基準監督機関として、労働法令遵守の観点から調査・指導等を行っていくことはもとより、任命権者における時間外勤務の状況を把握した上で、長時間勤務の是正に向け、必要な取組に努めていく。

(イ) 柔軟な働き方への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を契機として、官民を問わずテレワークによる働き方が広がっており、本県においても活用されているところである。これは、育児や介護等と仕事の両立支援、災害時や感染症拡大時の業務継続等に有効なものである。任命権者においては、公文書管理システムやモバイルパソコンの導入等によるICT環境の整備、実施手続の簡素化やサテライトオフィスの設置等、テレワークを実施しやすい環境の整備が進められているところである。

柔軟で多様な働き方に対応した勤務環境の整備や生産性の高い働き方の実現に向け、ICT環境の変化に職員が円滑に対応できるよう配慮するとともに、業務の性質を見極めながら、引き続きテレワークの拡大に向けた取組を推進する必要がある。

なお、人事院は、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みの検討を進めていくとしており、本委員会においても、人事院の

検討状況や他の都道府県の動向、本県におけるテレワークの活用状況及び民間の支給状況等に留意しながら、検討する必要がある。

(ウ) 仕事と生活の両立支援

職員の仕事と妊娠、出産、育児等の両立支援制度について、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策として、今般、関係法律の改正等により、国家公務員の育児休業の取得回数制限の緩和及び育児参加のための休暇の拡大や、不妊治療のための休暇制度の新設等の措置が講じられた。また、これに伴い、地方公務員の育児休業の取得回数制限の緩和等に係る関係法律の改正が行われた。

本県においても、妊娠、出産、育児に伴う休暇・休業取得の促進は重要な課題であり、関係条例等の改正により、国家公務員に係る改正に準じた内容で、非常勤職員も含めた休暇・休業の制度改正を行った。

任命権者においては、男性職員が育児休業を取得しやすい環境づくりに努めてきたことにより、「仕事と子育ての両立支援のための新潟県特定事業主行動計画」の令和3年度の実施状況における男性職員の育児休業取得率が令和2年度に引き続き30%を超えるなど、一定の成果が上がっているところである。引き続き、周知啓発や職場の理解促進等制度を利用しやすい環境の整備に向け取組を進めていく必要がある。

また、令和5年度から定年年齢が段階的に引き上げられることを踏まえ、今後ニーズが高まると考えられる介護や学び直しと仕事との両立支援について、国及び他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

(エ) 職員の健康管理等

依然として多くの職員が精神疾患による長期の休暇の取得又は退職をしており、職員の心の健康づくりは引き続き重要な課題である。

メンタルヘルスに係る相談のしやすい環境の整備や、メンタルヘルスの不調の原因にもなり得るハラスメントの防止に向けた取組を進めることが重要である。

また、長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす重要な要因の一つと考えられていることから、時間外勤務を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を確保するための適切な措置を講じる必要がある。

任命権者においては、従来から、精神科医師等によるメンタルヘルス相談、心の健康問題による長期療養者の職場復帰支援、ストレスチェック結果の職場環境改善への活用など様々な措置を実施しているほか、長時間勤務を行った職員に対する面接指導等も行っており、今後も状況の改善に向け、一層の取組に努めていく必要がある。

パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止については、任命権者において指針や要

綱を定め、職員の意識啓発、相談窓口の設置、研修の実施等様々な対策に取り組んでいるところである。

職場におけるハラスメントは、職員が能力を十分に発揮することの妨げになるとともに、職場秩序の乱れや業務遂行への支障につながる重大な問題であることから、任命権者においては、これらのハラスメントの発生防止に向けて、対策を継続的に実施していく必要がある。

エ 公務運営の改善

(ア) 人材の確保

職員採用をめぐる環境は、民間企業等の雇用情勢をはじめ、少子化に伴う受験年齢人口の減少などの影響により厳しさが一層増している。一部の技術系職種においては人材の確保が難しい状況が続いており、専門的な知見の世代間の継承や計画的な人事配置、人材育成などが困難となることが懸念される。各分野において将来にわたって必要な行政サービスを安定的に提供していくため、多様で有為な人材の確保は喫緊の課題である。

このような状況を踏まえ、新たに地方公共団体や民間企業等との合同採用ガイドランスを実施するとともに、職員を紹介する動画の制作やSNSの拡充等による切れ目のない情報発信及びインターンシップにより、県職員の仕事のやりがいや魅力のほか、新潟での充実した暮らしぶりを伝えるための広報を強化しているところである。

さらに、総合土木職の採用試験については、本年度から、試験内容の変更や実施時期の前倒しを行い、受験しやすいものとなるよう工夫した。

引き続き、学生のニーズや若手職員の意見等を参考にしながら、特に採用が困難となっている職種について安定的に人材を確保できるよう、情報発信の手法を工夫するとともに、試験方法等について、更に検討を進めていくことが必要である。

また、社会情勢の急速な変化によりこれまで以上に複雑化・多様化・高度化する行政課題に対応するためには、民間人材の活用が一層重要となっている。本県では、民間企業等における職務経験を通して培われた柔軟な発想や経営感覚を備えた人材を確保するため、民間企業等職務経験者を対象とした採用試験をこれまで実施してきたところであるが、より多様性に富んだ人材の獲得を目指して、本年度は、求める職務経験を明確にした「ジョブ型採用枠」を拡充するとともに、地域で活躍する人材を確保するための「地域枠」を新設するなど試験方法の見直しを行った。

任命権者においては、民間企業等で培われた様々な経験やスキルを有する人材が働きがいを持って活躍できるよう配慮し、県政の活性化につなげていく必要がある。

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、合理的な配慮を行いながら障害者採用選考考査を実施している。

任命権者においては、「障害者活躍推進計画」に基づき、障害者が働きやすい職場づくりに努めているところであるが、その成果を検証し、課題に応じた取組を進めていく必要がある。

障害者雇用の推進に当たっては、障害者がその能力を十分に発揮できるよう、障害の特性に応じた業務や職場環境を整備・拡充することが重要である。

(イ) 人材の育成

行政課題に迅速かつ的確に対応し、より質の高い行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりが能力を十分に発揮し、組織全体の力を高めていくことが重要である。任命権者においては、職員育成に係る基本方針等に基づき、職員研修や、人事評価・人事制度を活用しながら、取組を進めている。職員の意欲ややりがい、能力を高める取組や職場風土づくりを一層進めるとともに、脱炭素やデジタル化、分散型社会の構築などの行政課題に対応できる人材を育成していく必要がある。

特に、若手職員には自らキャリア形成を考え、仕事への意欲を向上させる機会を付与するとともに、管理職員においては組織統率や人材育成等に関するマネジメント能力の向上に向けた取組を一層進めていくことも重要である。

さらに、内部研修等だけでなく、地域活用やビジネスにかかわる人々との交流・連携などを通して、多様な視点や柔軟な発想を学ぶことも大切である。

女性職員の登用については、任命権者が、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画に基づき、取組を進めているところである。採用者に占める女性の割合は増加傾向にある一方、管理職（課長級以上）に占める女性職員の割合は、目標を達成できていない状況にある。

職員へのアンケート結果によると、恒常的な時間外勤務や責任が増すこと、自身の職務経験やスキルが限定的なことなどを背景として、昇進を希望しない女性も多くいることがうかがえる。このため、本人の適性や希望に合わせ、多様な職務を経験させるとともに、各種研修を通じて育成と登用を推進していくことが重要である。

併せて、男性職員を含め仕事と生活の両立支援や働き方改革などを一層進めていく必要がある。

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理

地方公務員法では、能力及び実績に基づく人事管理を徹底する観点から、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされている。

本県においても、職員の意欲と能力を高め、組織を効率的に運営し、県民サービスの向上に寄与するため、任命権者において人事評価を実施しているが、その評価結果を人事管理の基礎として十分に活用するためには、公平性、透明性、納得性の高いものである必要がある。

国では、昨年4月に公表された「人事評価の改善に向けた有識者検討会」(内閣人事局)の報告書を踏まえ、国家公務員の人事評価の改善が行われたところである。本県においても、職員アンケートの結果や国の見直しを踏まえ、職員の意欲や能力の向上、管理職のマネジメント能力の向上を目指し、人事評価制度の見直しを行ったところであり、任命権者においては、引き続き適切に運用していくことが重要である。

(エ) 公務員倫理の確保

令和3年度は前年度に比べて懲戒処分件数が減少したものの、一部の職員が飲酒運転をはじめとした重大な法令違反等の不祥事を発生させている。公務に対する信頼を確保するためには、法令を遵守するとともに、真摯に職務に精励することが前提となる。

任命権者においては、一定の対策がとられているところであり、引き続き、再発防止策の実施や職員の綱紀の保持及び服務規律の確保について一層の徹底を図るなど、不祥事の根絶に向けて対策を進めていくことが求められる。

職員においても、勤務時間の内外を問わず、一人ひとりが高い倫理観と、全体の奉仕者であることの自覚を持ち、県民の期待と信頼に応えられるよう行動する必要がある。

オ 定年引上げへの的確な対応

少子高齢化が進展し、高齢層職員の知識・経験を活用することが重要な課題となっている中、昨年6月、国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律が公布され、令和5年度から公務員の定年年齢が段階的に引き上げられることとなった。

これを受け、本県では、令和5年4月1日の施行に向け、関係条例案が現在開会中の9月議会に上程され、本委員会からは条例案は適当と考える旨の意見を提出したところである。

定年の引上げについては、採用から退職までの人事管理全般に影響を与えることから、職員に制度内容を丁寧に説明するとともに、その円滑な導入に向け、職員の職務や配置、新規採用計画などについて検討を進め、関係規程の整備等についても的確に対応する必要がある。

カ 給与勧告実施の要請

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、国及び他の都道府県の職員の給与等を考慮して決定する方式として、長年の経緯を経て定着してきた。

本年の勧告は、公民較差を解消するための給料表の引上げ及び勤勉手当の引上げを行う内容となったが、民間準拠を基本とした給与決定の仕組みは、職員に対し適正な給与水準を保障し、公務に必要な人材の確保や円滑な行政運営に寄与するもの

である。

県議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1

民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
				増額	据置き	減額	
大 学 卒	規模計		22.2 (22.6)	38.3 (21.7)	61.7 (78.3)	0.0 (0.0)	77.8 (77.4)
		50人以上	31.2	41.8	58.2	0.0	68.8
		100人以上 50人未満	26.2	41.7	58.3	0.0	73.8
		50人以上 100人未満	4.4	0.0	100.0	0.0	95.6
高 校 卒	規模計		13.0 (8.7)	57.4 (31.6)	42.6 (68.4)	0.0 (0.0)	87.0 (91.3)
		50人以上	11.0	46.7	53.3	0.0	89.0
		100人以上 50人未満	18.0	58.9	41.1	0.0	82.0
		50人以上 100人未満	5.8	100.0	0.0	0.0	94.2

(注) 1 「初任給の改定状況」は、採用がある事業所を100とした割合である。
 2 ()は昨年の数値である。

別表第2

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係 員	37.9 (23.3)	11.5 (22.8)	0.5 (0.0)	50.1 (53.9)
課 長 級	28.5 (19.3)	15.2 (19.2)	0.5 (0.0)	55.8 (61.5)

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。
 2 ()は昨年の数値である。

別表第3

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	91.5 (90.3)	91.1 (87.5)	28.6 (17.5)	3.7 (6.8)	58.8 (63.2)	0.4 (2.8)	8.5 (9.7)
課長級	80.9 (80.8)	80.4 (78.1)	23.8 (16.5)	3.8 (7.0)	52.8 (54.6)	0.5 (2.7)	19.1 (19.2)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 () は昨年の数値である。

別表第4

職員と民間従業員の給与較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)
374,226 円	減額措置前 373,533 円	693 円 0.19 %
	(減額措置後 363,575 円)	(10,651 円) (2.93 %)

(注) 1 公民ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

2 職員給与の上段は特例条例による減額措置前の額であり、下段は特例条例による減額措置後の額である。

3 較差の上段は特例条例による減額措置前の職員給与に基づき算定した数値であり、下段は特例条例による減額措置後の職員給与に基づき算定した数値である。

別表第5

公民比較における比較対象給与種目

民間給与	職員給与
きまって支給する給与から時間外手当及び通勤手当を除いたもの	給料月額、給料の調整額、扶養手当、管理職手当、地域手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当(基礎額)、特地勤務手当等、寒冷地手当

別表第6

民間における特別給の支給状況

項目	区分		事務・技術等従業員
	下半期 (A1)	上半期 (A2)	
平均所定内給与月額	下半期 (A1)		351,809 円
	上半期 (A2)		351,381 円
特別給の支給額	下半期 (B1)		751,715 円
	上半期 (B2)		791,870 円
特別給の支給割合	下半期 ($\frac{B1}{A1}$)		2.14 月分
	上半期 ($\frac{B2}{A2}$)		2.25 月分
年間計			4.39 月分

(注) 下半期とは令和3年8月から令和4年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.30月である。

別表第7

職員と国家公務員との給与比較

その1 民間従業員の給与との比較に用いる平均給与月額の比較 (令和4年4月)

(単位:円)

職員区分		平均給与月額	給料(俸給)の月額	地域手当	扶養手当	諸手当
国家公務員		405,049	323,711	41,022	8,852	31,464
本県職員	減額措置前	373,533	338,690	5,857	9,375	19,611
	減額措置後	363,575	334,276	786	9,375	19,138

(注) 1 平均給与月額等は「令和4年国家公務員給与等実態調査」及び「令和4年職員給与実態調査」によるものである。
2 国家公務員の平均年齢は42.7歳、本県職員の平均年齢は43.9歳である。
3 本県職員の上段は特例条例による減額措置前の額であり、下段は特例条例による減額措置後の額である。

その2 ラスパイレス指数

区 分	国	本県
令和3年4月	100	99.1

(注) 1 上記指数は、国家公務員の行政職俸給表(一)適用者とこれに相当する本県職員の給料月額について、国家公務員を100とし、学歴別、経験年数別によるラスパイレス方式により比較したものである。

2 地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数は97.8である。

(2) 職員の給与等に関する勧告**① 改定の内容****ア 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与に関する条例****a 給料表**

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。(別記第1省略)

b 勤勉手当**(a) 令和4年12月期の支給割合****(1) 特定幹部職員以外の職員**

勤勉手当の支給割合を1.025月分(再任用職員にあつては、0.5月分)とすること。

(2) 特定幹部職員

勤勉手当の支給割合を1.225月分(再任用職員にあつては、0.6月分)とすること。

(b) 令和5年6月期以降の支給割合**(1) 特定幹部職員以外の職員**

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.975月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.475月分)とすること。

(2) 特定幹部職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.175月分(再任用職員にあつては、それぞれ0.575月分)とすること。

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例**a 給料表**

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。(別記第2省略)

b 期末手当**(a) 令和4年12月期の支給割合**

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。(別記第3省略)

(b) 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例**a 給料表**

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

b 特定任期付職員の期末手当**(a) 令和4年12月期の支給割合**

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

(b) 令和5年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

② 改定の実施時期

この改定は、令和4年4月1日から実施すること。ただし、①のアのbの(a)、イのbの(a)及びウのbの(a)については令和4年12月1日から、①のアのbの(b)、イのbの(b)及びウのbの(b)については令和5年4月1日から実施すること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

◎ 受理件数、判定件数等

R4年度 受理件数	前年度からの 繰越件数	判定件数	取下げ、打切 り件数	R5年度 繰越件数
0	0	0	0	0

◎ 主な受理案件の概要

--

4 不利益処分に関する審査請求の状況

◎ 受理件数、判定件数等

R4年度 受理件数	前年度からの 繰越件数	判定件数	取下げ、打切 り件数	R5年度 繰越件数
0	3	0	0	3

◎ 主な受理案件の概要

懲戒処分に関する審査請求

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 クスリのアオキ能生店・コメリハードアンドグリーン能生店

所在地 糸魚川市大字能生1887番地1

設置者 株式会社クスリのアオキ 他1者

2 届出の概要及び公告日

概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称、小売業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和5年5月19日

3 意見の概要

- (1) 糸魚川市からの意見の概要
意見なし
- (2) 居住者等の意見の概要
意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
- 5 縦覧期間
令和5年9月29日から令和5年10月27日まで

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、パーソナルコンピュータ及びソフトウェアの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

令和5年9月29日

新潟県知事 花角 英世

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
パーソナルコンピュータ及びソフトウェア 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和6年1月31日(水)
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 新潟県物品等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。
- (3) 指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

- (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

- (4) 入札書の受領期限

令和5年11月10日(金) 午後5時

- (5) 開札の日時及び場所
令和5年11月13日(月) 午後2時
新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

- (1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和5年10月16日(月)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。
- (5) 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和5年10月30日(月)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (6) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (7) 落札者の決定方法
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約書作成の要否
要
- (9) 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。
- (10) 苦情申立て
本件調達手続において、参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年新潟県告示第1221号)により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。
なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがある。
- (11) その他
詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Personal computer and software: [1] set
- (2) Deadline for bid participant applications:
5 : 00P.M. (Mon.) October 30, 2023
- (3) Date of bid opening:
2 : 00P.M. (Mon.) November 13, 2023
- (4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Audit Division
Bureau of the Treasury
Niigata Prefectural Government
4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, Japan 950-8570

TEL: 025-280-5490

E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第16号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年9月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正後部分へ改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（企業出納員の設置及び任命）</p> <p>第6条 局本庁及び施設に企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 企業出納員が停職を命じられたとき又は出張、休暇、欠勤等のため引き続いてその職務を行うことができないときは、その事務の全部を代理させるため代理企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。</p> <p>(1) 局本庁 <u>経営企画課長補佐</u></p> <p>(2) 略</p> <p>（出納事務の委任等）</p> <p>第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次項の規定による施設の企業出納員が行った収支命令行為に関する確認事務及び局本庁における収支命令行為に関する確認事務に基づき、小切手を振り出し、又は出納取扱金融機関に対して<u>インターネットバンキング</u>による口座振替の通知を行うこと。</p> <p>(7)～(8) 略</p>	<p>（企業出納員の設置及び任命）</p> <p>第6条 局本庁及び施設に企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>2 企業出納員が停職を命じられたとき又は出張、休暇、欠勤等のため引き続いてその職務を行うことができないときは、その事務の全部を代理させるため代理企業出納員を置き、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める者をもつて充てる。</p> <p>(1) 局本庁 <u>総務課長補佐</u></p> <p>(2) 略</p> <p>（出納事務の委任等）</p> <p>第7条 病院局長は、次に掲げる出納その他の会計事務を処理する権限を局本庁の企業出納員に委任する。ただし、次項の規定による施設の企業出納員、次条の規定による現金取扱員及び第9条の規定による出納取扱金融機関等が行うものを除く。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次項の規定による施設の企業出納員が行った収支命令行為に関する確認事務及び局本庁における収支命令行為に関する確認事務に基づき、小切手を振り出し、又は出納取扱金融機関に対して<u>ファームバンキング</u>による口座振替の通知を行うこと。</p> <p>(7)～(8) 略</p>

(インターネットバンキング)

第85条 局本庁の企業出納員は、第76条第1項の規定による口座振替の通知を出納店所定のインターネットバンキングの方法により、データ通信で行うことができる。

2 局本庁の企業出納員は、前項の規定によりインターネットバンキングを行う場合において、通信されたデータの確認に供するため、その職印に相当するパスワードを出納店所定の様式によりあらかじめ出納店に通知しなければならない。

別表第1(第3条関係)

専決事項	専決区分		次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	総務課長補佐	経営企画課長補佐	業務課長補佐
	科目等								
消費税及び地方消費税								○	
	看護師養成費								
	看護師養成給与費							○	

(ファームバンキング)

第85条 局本庁の企業出納員は、第76条第1項の規定による口座振替の通知を出納店所定のファームバンキングの方法により、データ通信で行うことができる。

2 局本庁の企業出納員は、前項の規定によりファームバンキングを行う場合において、通信されたデータの確認に供するため、その職印に相当するパスワードを出納店所定の様式によりあらかじめ出納店に通知しなければならない。

別表第1(第3条関係)

専決事項	専決区分		次長	総務課長	経営企画課長	業務課長	総務課長補佐	経営企画課長補佐	業務課長補佐
	科目等								
消費税及び地方消費税								○	
	看護師養成費								
	看護師養成給与費								○

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

病院局訓令

◎新潟県病院局訓令第2号

局本庁

新潟県病院局財務規程による帳票その他の書類の様式（昭和60年3月新潟県病院局訓令第4号）の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

第20号様式の1及び第20号様式の2を次のように改める。

第20号様式の1（第28条関係）

納付書（新潟県病院事業会計）

お支払い場所（その1）

番 号	〒 -	
年 度	様	
金 額	%対象（税抜）	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関
 第四北越銀行県内全店舗
 大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
 上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

出納取扱金融機関
 第四北越銀行県庁支店

本書のとおり納付します。

新潟県立 病院

領 取 日 付 印

出納取扱金融機関が保管

第20号様式の1（第28条関係）

納入通知書（領収証書）（新潟県病院事業会計）

お支払い場所（その2）

番 号	〒 -	
年 度	様	
金 額	%対象（税抜）	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関
 第四北越銀行県内全店舗
 大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
 上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

新潟県立 病院

本書のとおり納入してください。

年 月 日

新潟県立 病院長

登録番号 T1800020003875

領 取 日 付 印

納付人に交付

第20号様式の1（第28条関係）

領収済通知書（新潟県病院事業会計）

（その3）

番 号	〒 -	
年 度	様	
金 額	%対象（税抜）	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

本書のとおり領収しました。

新潟県立 病院
企業出納員 様

領 取 日 付 印

所轄企業出納員が保管

第20号様式1 (第28条関係)

収納済通知書 (新潟県病院事業会計)

(その4)

番号	〒 -	
年度	様	
金額	%対象 (税抜)	
	消費税	
	計	
摘要		
納期限	年 月 日	

新潟県病院局経営企画課長 様

本書のとおり収納しました。

新潟県立 病院



病院局経営企画課長が保管

第20号様式2 (第62条関係)

返納納付書 (新潟県病院事業会計)

お支払い場所

(その1)

番号	〒 -	
年度	様	
金額	%対象 (税抜)	
	消費税	
	計	
摘要		
納期限	年 月 日	

新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関
 第四北越銀行県内全店舗
 大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
 上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

出納取扱金融機関
第四北越銀行県庁支店

本書のとおり返納します。

新潟県立 病院



出納取扱金融機関が保管

第20号様式2 (第62条関係)

返納通知書(領収証書) (新潟県病院事業会計)

お支払い場所

(その2)

番号	〒 -	
年度	様	
金額	%対象 (税抜)	
	消費税	
	計	
摘要		
納期限	年 月 日	

新潟県病院局出納取扱金融機関等に指定された金融機関
 第四北越銀行県内全店舗
 大光銀行県内全店舗、新井信用金庫田口支店、
 上越信用金庫柿崎支店、新潟県労働金庫全店舗

新潟県立 病院

本書のとおり納入してください。

年 月 日

新潟県立 病院長

登録番号 T1800020003875



納付人に交付

第20号様式2 (第62条関係)

返納金領収済通知書 (新潟県病院事業会計)

(その3)

番号	〒 -	
年度	様	
金額	%対象 (税抜)	
	消費税	
	計	
摘要		
納期限	年 月 日	

本書のとおり領収しました。

新潟県立 病院
企業出納員 様



所轄企業出納員が保管

第20号様式の2 (第62条関係) 返納金収納済通知書 (新潟県病院事業会計)

(その4)

番 号	〒 -	
年 度	様	
金 額	%対象 (税抜)	
	消費税	
	計	
摘 要		
納 期 限	年 月 日	

新潟県病院局経営企画課長 様

本書のとおり収納しました。

新潟県立 病院



病院局経営企画課長が保管

病院局告示

◎新潟県病院局告示第8号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定 (昭和46年7月新潟県病院局告示第6号) の一部を次のように改正し、令和5年10月1日から実施する。

令和5年9月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
病院名	診療科目	病院名	診療科目
(略)		(略)	
新潟県立柿崎病院	内科、脳神経内科、外科、整形外科、 <u>脳神経外科</u> 、皮膚科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科	新潟県立柿崎病院	内科、脳神経内科、外科、整形外科、皮膚科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科

病院局公告

特定調達契約の契約者等について (公告)

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成7年新潟県病院局管理規程第17号) 第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年9月29日

新潟県病院事業管理者 山崎 理

- 調達件名及び名称
勤怠管理システム一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県病院局総務課 新潟市中央区新光町4番地1
- 調達方法
購入等
- 契約方式
随意契約

- 5 契約日
令和5年9月13日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社システナ大阪支社
大阪府大阪市北区茶屋町19番地19号アプローズタワー18階
- 7 契約金額
79,823,953円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第1号

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター外部建具ガラス清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年9月29日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
新潟県立新発田病院・新潟県立リウマチセンター外部建具ガラス清掃業務委託 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から令和5年11月30日まで
 - (4) 履行場所
新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンター
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」に搭載されている者であること。
 - (4) 400床以上の病床数を有する病院の外部建具ガラス清掃業務を、令和2年4月1日以降に行った実績を有すること。
 - (5) 平成25年4月1日以降、契約の解除を受けていないこと。
 - (6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
 - (7) 本調達にかかる入札説明書の交付を受けていること。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- 4 入札参加資格確認書類の提出
 - (1) 入札希望者は令和5年10月6日(金)午後5時00分までに、入札説明書に定める一般競争入札参加資格確

認書類等を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和5年10月6日までに必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加資格確認書類の提出場所は前記3(1)とする。

(3) 入札参加資格確認書類の様式は入札説明書による。

5 入札、開札の日時及び場所

令和5年10月11日(水) 午前10時

新潟県立新発田病院 5階大会議室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

監査委員公表

包括外部監査結果に基づく措置状況の公表

令和4年度包括外部監査結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、その内容を公表する。

令和5年9月29日

新潟県監査委員 八 木 浩 幸

新潟県監査委員 小 島 義 徳

新潟県監査委員 小 島 晋

新潟県監査委員 岡 俊 幸

令和4年度 包括外部監査結果に基づく措置内容

テーマ「出資法人に係る財務事務の執行及び管理の状況」

区分	法人名等	項目	指摘・意見の内容	措置内容
意見1	総務部行政改革課	経営健全化方針策定要否に係る調査方法について	<p>経営健全化方針を策定すべき法人の有無の調査は、「第三セクター等の経営健全化方針の策定について（平成30年2月20日付け総財公第26号総務省自治財政局公営企業課長通知）」で示されている、(1)～(3)の要件で検討されているが、(4)に示されている包括条項に基づく検討方針が定められておらず、(4)の条項を活用して検討した実績がない。</p> <p>具体的な指標等では対応しきれない場合や、個別の事情に合わせた判断をすべき場合について包括条項を活用することが求められていると考えるべきであり、実効性を持たせるために新潟県独自の具体的な事例等を策定したうえで幅広く対象法人を抽出し、経営健全化の取組の要否を検討するような運用が望ましいと考える。</p>	出資法人所管課に対して、包括条項を活用して検討する場合の例を示し、経営健全化方針の策定を検討すべき法人を幅広く調査することとした。
意見2	総務部行政改革課	県出資法人の情報公開について	<p>県出資法人は、その公共性から透明性の確保と説明責任を十分果たすことが必要であることから、新潟県は出資法人に対して、出資法人自身が積極的に情報公開するように指導することとされている。</p> <p>一方、出資法人の情報公開の状況は法人にバラつきが生じていることから、「経営状況点検評価マニュアル」において、出資法人自ら開示すべき最低限の情報を明確にし、各所管部署において出資法人に統一的な指導ができる体制を構築することが望ましい。</p>	法人が開示すべき最低限の情報を「経営状況点検評価マニュアル」で定め、統一的な指導ができるようにした。
指摘1	公益財団法人新潟県環境保全事業団	登記事務について	<p>登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、役員等に変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。</p> <p>登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類（就任承諾書等）の準備に時間を要するとのことであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配布し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。</p>	登記事項の変更登記が二週間以内に完了するよう、議事録の作成や必要書類の入手等を迅速化した。

意見3	公益財団法人新潟県環境保全事業団	理事会の書面決議にかかる議事録について	<p>理事会で書面での決議が有効に行われたと認められるには、理事全員が同意の意思表示を示したのみならず、監事が当該提案について異議を述べていないことが必要であるが、新潟県環境保全事業団の書面決議の理事会議事録については、理事全員が同意した旨は記載されているが、監事が異議を述べていないかどうかについては記載がなかった。そのため、議事録だけではその有効性を確認することができない状況である。</p> <p>そのため、書面決議を行う場合には、監事が異議を述べたかどうかについても議事録に明記しておくことが望ましい。</p>	<p>書面決議の際は、監事が異議を述べたかどうかについても議事録に明記することとした。</p>
意見4	公益財団法人新潟県環境保全事業団	役員の欠格事由の確認について	<p>新潟県環境保全事業団では、役員の就任時に欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時においては、改めて確認書を入手はしていない。</p> <p>法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認したうえで確認書を入手することが望ましい。</p>	<p>役員の重任時に、欠格事由について十分に説明を行い、確認書を入手することとした。</p>
意見5	公益財団法人新潟県環境保全事業団	廃棄物処理料金の価格改定について	<p>廃棄物処理料金の価格設定は変動要因が多く、新潟県環境保全事業団としても継続的な価格設定の見直しを行っているところではあるが、情報収集の困難さもあり、結果として同業他社の料金水準から全体的に低い設定となってしまうていた。</p> <p>市場の価格情報については容易に収集できないとのことであるが、廃棄物処理業者として利用事業者等からも情報を集められる環境でもあることから継続的に情報収集に努め、法人として求められている役割や、市場の原理も考慮の上、価格改定について検討するような運用が望ましい。</p>	<p>市場の価格情報等を踏まえ、令和5年に全面的な価格改定を行ったところであり、今後も継続的に情報収集を行い、適正な価格設定を行う。</p>
意見6	公益財団法人新潟県環境保全事業団	公共関与による広域最終処分場の将来計画について	<p>最終処分場が当初予定よりも早期に埋め立てが完了してしまうリスクがあることから、県及び事業団は各種対策をとっているが、その効果は今後の推移を見守る必要がある。</p> <p>県内の産業廃棄物の最終処分場として大きな役割を果たしているエコパークいずもざきにおける受入れが困難となった場合に生じる影響を考えた上で、埋め立ての進捗に応じたさらなる対策が望まれる。</p>	<p>これまでも価格改定、再資源化の推進による最終処分量の削減等の搬入抑制策を実施してきたところであり、引き続き、次期処分場の供用開始まで処分容量を確保できるよう、埋立の進捗に応じ、更なる搬入抑制策を講じる。</p>

意見7	公益財団法人新潟県環境保全事業団	「リサイクルアドバイザー」設置業務における随意契約について	「リサイクルアドバイザー」設置業務の委託先とした新潟県環境保全事業団の選定理由を否定するものではないが、中間処理にかかる業界団体等も選択肢として考えられることから、随意契約が適切であるか十分確認の上、選定を行うべきである。	委託先選定時に、委託事業の内容や性質等を踏まえ他団体等への委託の可能性を検討し、随意契約が適切であるか十分確認の上、選定を行った。
意見8	公益財団法人新潟県環境保全事業団	「リサイクルアドバイザー」設置業務における委託業務の見直しについて	<p>「リサイクルアドバイザー」の設置業務については、契約書において業務内容や数値目標が明確でなく、委託業務が何をもちて達成されたのかが不透明である。また、定期報告においても第4四半期における活動報告が3事業者に対し実施した現地確認の結果報告しか確認できず、事業としての目的が達成できているかどうか不明である。</p> <p>事業において実施すべき業務の成果を明確にし、委託料に見合う業務が適切に行われているかどうかを検証すべきである。また、委託料と実施されている業務とで乖離が生じている場合には、事業の必要性についても見直すべきである。</p>	事業の検証を行い委託料の妥当性と事業の必要性を確認した。また、事業計画書において事業内容や数値目標を明確にするとともに、事業の達成状況を四半期ごとに委託事業者との定例会議において確認することとし、活動報告は業務の成果がより明確になるよう報告内容を見直した。
指摘2	公益財団法人新潟県環境保全事業団	「リサイクルアドバイザー」設置業務における定期報告書の適時性について	<p>定期報告書は四半期ごとに遅滞なく提出することとなっているが、四半期経過後2か月ほど経って提出されたものがあつた。</p> <p>定期報告書は、新潟県として委託業務が適切に行われているかを検査するためのものであり、遅滞なく提出するように指導すべきである。</p>	委託契約書に定期報告書の報告期限を明記し、期限内の提出を求めることとした。
意見9	公益財団法人新潟県環境保全事業団	地球温暖化防止活動推進員等活動支援事業委託における経費精算書について	<p>受託者から提出される経費精算書の報告が、委託料の金額と一致させて報告することが前提では、予算と実績の比較ができず、受託者側でどのような調整が行われているか、その影響額も把握できないことになる。</p> <p>経費精算書の様式の変更を求め、実績額もあわせて報告してもらうような運用にし、予算策定における見積書と実績との比較検証を実施することにより、見積書の金額水準の妥当性を検証することが望ましい。</p>	予算編成にあたり、事業者から提出される見積書及び過去の実績報告書をもとに、委託額の妥当性を確認することとした。

指摘3	公益財団法人新潟県スポーツ協会	登記事務について	<p>登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。</p> <p>登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や必要書類（就任承諾書等）の準備に時間を要するとのことであるが、就任・重任予定の役員に承諾書等の必要書類を事前配布し評議員会決議後に提出をしてもらうなど、業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。</p>	<p>登記事項の変更登記が二週間以内に完了するよう、議事録作成や必要書類の準備などの業務フローを見直した。</p>
意見10	公益財団法人新潟県スポーツ協会	自己財源の確保について	<p>新潟県スポーツ協会では安定的な自主財源の確保に向け、協賛金の獲得を目指して、ホームページ発信や企業訪問などによる新規法人会員獲得のほか、SDGsを絡めた子ども向けプロジェクトを新たに立ち上げるなど、積極的な取り組みを行っている。今後は、自主財源の確保に向けた新規事業の定着、拡大をより一層取り組むことが望まれる。</p>	<p>令和4年度からスタートした「にいがた子どものスポーツ応援プロジェクト」の協賛金の獲得等により、事業の定着と自主財源の確保に取り組んだ。引き続き、新規事業の拡大等により自主財源の確保に取り組む。</p>
指摘4	公益財団法人新潟県スポーツ協会	貸与物品の現物実査について	<p>「新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター」の貸与物品について、新潟県から現物照合が求められているが、ロケーション変更等により物品の所在が不明となり、現物の照合を行っていない物品が発見された。これについて、新潟県スポーツ協会は、備品照合確認結果報告書にて物品管理委託簿と現物に不整合はないと新潟県に報告していた。</p> <p>新潟県からの貸与物品の保管状況や稼働状況等を把握するという目的からすれば、現物照合の結果は実態に合わせて適切に報告すべきである。また、物品の管理者である新潟県スポーツ協会がロケーションを含めた貸与品管理簿等を作成することが必要である。</p>	<p>物品の管理方法や手順について、業務手順・方法をマニュアル化し、ロケーションの変更や職員の異動があった場合でも現物確認が可能な体制を構築した。</p>
意見11	公益財団法人新潟県スポーツ協会	競技水準向上対策事業の対象経費について	<p>宿泊費には宿泊施設から食事提供を受けられない場合などの自己調達を含むことを想定しているが、自己調達の範囲が明確に定められておらず、実態として宿泊費の上限額（1泊8,000円）以内であれば、補食費を宿泊費の一部として認める運用を行っている。</p> <p>そのため、補食費の定義を明確にするとともに、自己調達の範囲及び上限等について明確な基準を設けることが望ましい。</p>	<p>令和5年度の実施要項において、補助対象となる食事の内容を明らかにし、嗜好性の高いもの及び補食は補助対象外とすることを明記した。</p>

意見12	公益財団法人新潟県スポーツ協会	活動指標の設定について	<p>新潟県スポーツ推進プランにおいて成果指標や関連する主要施策に対して施策指標(サブ指標)を設定しているが、活動指標は設定されておらず、事業評価や見直しが効果的に実施されていない。そのため、定量的評価を実施することが可能である主要な施策等に対しては、事業目的に従った活動指標を設定し、事業評価や見直しを適切に実施することが望ましい。</p>	<p>定量的評価が可能な主要施策については、活動指標を設け、事業評価や見直しに活用する。</p>
指摘5	公益財団法人新潟県スポーツ協会	交付要綱と要領の相違について	<p>要綱における実績報告書の提出期限と要領における実績報告書の提出期限が相違している事案が発見された。新潟県において要綱、要領の制定基準はないものの、一般的には、要綱は基本的事項を定め、要領は細則を定めているものと解される。そのため、要綱と要領において、記載事項が重複かつ相違するケースは通常想定されないと考えられる。</p> <p>よって、要綱及び要領の記載事項の見直しを網羅的に実施すべきである。</p> <p>なお、新潟県では令和4年3月22日付で要領を改正し、実績報告書の提出期限を要綱と同様の期限とする見直しを実施している。</p>	<p>要領を改正し、実績報告書の提出期限を要綱と同様の期限とした。</p>
指摘6	公益社団法人新潟県農林公社	登記事務について	<p>登記事項の変更が生じた場合には、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更登記をすることが必要とされているが、変更が生じているにもかかわらず、二週間以内に登記がされていない事象が散見された。</p> <p>登記に時間がかかる理由として、議事録の作成や郵送により出席者の署名を入手するため等により時間がかかることであるが、議事録の作成や署名の入手に係る業務フローを見直すこと等により法令の遵守が必要である。</p>	<p>登記事項の変更登記が二週間以内に完了するよう、議事録作成や署名の入手などの業務フローを見直した。</p>
意見13	公益社団法人新潟県農林公社	役員欠格事由の確認について	<p>新潟県農林公社では、役員の就任時に欠格事由等の確認書を入手しているが、その後の重任時には、改めて確認書を入手していない。</p> <p>法人のリスク管理の観点から、重任時においても、改めて役員に欠格事由について十分に説明を行い、欠格事由の有無を確認したうえで確認書を入手することが望ましい。</p>	<p>役員重任時には、欠格事由について十分に説明を行い、確認書を入手することとした。</p>

指摘7	公益社団法人新潟県農林公社	賞与引当金の計上について	新潟県農林公社の賞与（期末・勤勉手当）は6月1日を基準日として、12月2日から6月1日の勤務状況に応じて支給されることになるため、3月31日における決算において賞与引当金を計上する必要があるが、新潟県農林公社の財務諸表において賞与引当金は計上されていない。 そのため、林業公社会計基準に基づき賞与引当金を計上すべきである。	令和4年度決算に関する財務諸表から、賞与引当金を計上することとした。
指摘8	公益社団法人新潟県農林公社	関連当事者取引の注記について	新潟県農林公社の財務諸表において関連当事者注記が行われていない。新潟県が資金調達額の総額の過半について融資を実施し、事業の方針に新潟県が大きく関与している状況を鑑みれば、関連当事者に該当すると判断することが妥当であると考えられる。 そのため、財務諸表において新潟県との関連当事者取引を適切に注記すべきである。	令和4年度決算に関する財務諸表から、新潟県との関連当事者取引を注記することとした。
意見14	公益社団法人新潟県農林公社	分収林事業における将来見込の長期シミュレーションの開示について	新潟県は、新潟県農林公社分収林事業について最終的に債務超過となった場合、新潟県の責任で債務超過を解消するとしており、最終債務見込額は新潟県が負担する見込額となる。当該見込については、様々な仮定に基づきシミュレーションされており、その仮定には木材価格のほか、様々な事業経費、運送費や作業路開設の工事費用なども含まれている。そのため、それらの仮定が変動することで算定される結果は大きく異なることとなるが、現状のシミュレーションでは、変動要因について特定の仮定に基づき算定されている。 県が負担することとなる債務超過見込額は重要な情報であることから、正しく理解するために、今後のシミュレーションにおいては、変動要因となる仮定についてもより補足説明を加える、または、シミュレーション結果についても仮定の変動を想定して、ある程度幅を持たせた開示をするなどの対応が望ましい。	農林公社は、新たに策定した「公社造林第11次5カ年計画（計画期間：R5～R9）」において、最終債務見込額を試算するとともに、試算に用いた諸要素に関する補足説明を記載した。 県は、令和5年度に改定する「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」において、農林公社が試算に用いた諸要素に関する補足説明を記載する。
意見15	公益社団法人新潟県農林公社	分収造林契約の契約変更について	新潟県農林公社は、分収造林事業で潜在的な債務超過のリスクを抱えており、最終的に県がその負担を負うことが想定されていることからすれば、潜在的な債務超過の圧縮は喫緊の課題といえる。そのために、事業の基本となる「分収造林契約書」の見直しが必要と考えられるが、新潟県では契約延長の契約変更しか行われていないため、全国的にも行われている分収割合の見直しについても積極的に取り組むべきである。 なお、現状は契約期間の延長に取り組んでいる最中である。分収割合の変更については、	農林公社は、新たに策定した「公社造林第11次5カ年計画」において、社員である市町村との分収割合の変更協議を、計画期間内に完了させることとした。

			<p>すでに契約期間延長に向けた契約更改が済んでいる契約者と、これから契約更改をする予定の契約者とで、それぞれどのように対応するのか検討が必要と考えられる。主伐開始となる2052年度まで時間的猶予はあると考えられるが、だからこそのような方針で進めていくのか、優先順位を付けたうえで計画的に、効果的かつ効率的に業務を遂行していくことが望ましい。</p>	
意見16	公益社団法人新潟県農林公社	計画と実績の乖離について	<p>新潟県農林公社は、潜在的な債務超過圧縮のために、収支の改善として利用間伐による収益の拡大が計画されているが、全体的に計画から実績が下回っている状況である。</p> <p>計画と実績の乖離については、様々な要因が考えられるが、要因を適切に分析し計画達成のための対策をとる必要がある。対策については、潜在的な債務超過の責任を県が負うことから新潟県農林公社だけの問題とするのではなく、県としても積極的な助言や必要な支援を行うとともに、新潟県農林公社は県の助言や支援を有効に活用しながら一体として計画達成に向けた取り組みを継続することが望ましい。また、その取り組みについて「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」、「公社造林5カ年計画書」に適切に反映することが望ましい。</p>	<p>農林公社は、新たに策定した「公社造林第11次5カ年計画」において、前5カ年計画での実績が計画量を下回った要因を分析し、計画達成に向けた取組を示した。</p> <p>県は、農林公社と定期的に取り組む検討会を開催するなど、計画達成に向けて支援することとしており、令和5年度に改定する「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」にその取組を記載する。</p>
意見17	公益社団法人新潟県農林公社	「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」における分収林事業の継続要否の検討について	<p>「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」策定において県内部では改めて検討したうえで、継続すべきという判断になったとのことではあるが、その検討結果は公表されていない。</p> <p>分収林事業における潜在的な債務超過の負担が県であり、その対応に係る情報は重要であるところ、事業の廃止という選択肢も対応策の一つと考えられるため、事業継続と廃止におけるメリット・デメリットといった検討内容は重要な情報であると考えられる。公表されている検討内容から10年以上が経過しており状況の変化もあることから、事業の廃止と継続の比較検討についても、今後、その内容の開示を検討することが望ましい。</p>	<p>農林公社の分収林事業継続の合理性について改めて検討し、令和5年度に改定する「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」に検討内容を記載する。</p>

意見18	一般財団法人新潟県建設技術センター	帰省手当について	<p>帰省手当は、若手職員の安定的な採用、生活給の拡充を目的として、月2回実家に帰省する費用を支給しているものであるが、帰省の実績等の報告は求めておらず、実質的に実家との距離に応じて支給している手当である。</p> <p>帰省費用を補助する観点を重視するのであれば、実績報告を受けて実費支給とすること等が考えられるが、まずは、実態把握をして制度の見直しを検討することが望ましい。</p>	<p>帰省手当の支給対象者に対し、帰省の実態を調査し状況等を把握した上で、制度を見直す。</p>
意見19	一般財団法人新潟県建設技術センター	事業費・管理費の按分について	<p>各会計区分または各事業区分に共通して発生する経費を按分する上での基準は、一般財団法人に移行した際に外部コンサルを入れて決定した基準であり、その後、8年間変更していない。</p> <p>当該按分基準は設定してから相当期間経過しており、また、令和5年度には試験棟新築、事務棟改修工事を予定しており、当該按分基準を設定した状況とは大きな実態の変化がある。</p> <p>したがって、まずは実態を把握した上で各共通経費の性質等に基づいて、定期的に按分基準の見直しを実施することが望まれる。</p>	<p>試験棟建替事業の完了後、会計毎の使用面積を把握した上で、事業費・管理費の按分比率を見直す。</p>
指摘9	一般財団法人新潟県建設技術センター	簿外の預金について	<p>預託金の専用口座として保有している法人名義の口座が会計帳簿に記載されずに簿外となっていることが発見された。</p> <p>法人名義の通帳である以上、資金流用等の不正を防止する観点からも、資金の動きは適切に管理すべきであり、その動きは会計上記録して管理すべきである。</p>	<p>簿外となっていた口座について、適切に帳簿管理できるよう、会計上の記録を行うこととした。</p>
指摘10	一般財団法人新潟県建設技術センター	収入印紙の管理について	<p>「収入印紙受払簿」の記録に不備が発見された。収入印紙は換金性が高いことから、現金等と同様の厳密な管理が求められる。管理の基本となる収入印紙受払簿において、その記録に不備がある場合には、適切な管理が行われているかどうか確認できないことになる。</p> <p>そのため、収入印紙受払簿にかかる記録は正確かつ網羅的に実施すべきである。</p>	<p>収入印紙受払簿の運用方法を見直し、収入印紙の使用毎に経理担当部門が確認することとした。</p>
意見20	一般財団法人新潟県建設技術センター	与信管理規程の整備について	<p>新潟県建設技術センターにおいては、与信管理についての規程等の基本的な方針は定められていない。取引先に対する債権については月次で管理を行い、必要に応じて支払いと引き換えに納入するなど個別の対応を実施しているが、回収リスクを明確にするためにも取引開始時点での信用調査・与信審査の実施は必要であると考えられる。</p> <p>よって、与信管理についての、規程を明確に定めたいうえで、ルールに基づく与信管理を実施することが望ましい。</p>	<p>取引規模等を勘案しながら、与信管理の規定を整備する。</p>

<p>指摘11</p>	<p>一般財団法人新潟県建設技術センター</p>	<p>税効果会計の適用要否について</p>	<p>法人税法上の収益事業を実施している場合には、税効果会計適用の要否を検討する必要がある。 しかし、新潟県建設技術センターは法人税法上の収益事業を実施しているが、税効果会計の適用要否を検討したことは無く、現状は税効果会計を適用していない。新潟県建設技術センターにおいても、公益法人会計基準に関する実務指針に記載されているフローチャートに従い税効果会計適用の要否を判断すべきである。</p>	<p>税効果会計の適用の要否について検討する。</p>
<p>指摘12</p>	<p>一般財団法人新潟県建設技術センター</p>	<p>案件別の採算管理について</p>	<p>H14年～H29年まで案件別のコスト集計を実施していたが、業務における原価の傾向が把握できたため、管理コスト面の削減を目的として現在は案件別のコスト集計を実施していない。 しかし、健全な経営を維持していく観点から、業務ごとに人件費の工数等を集計し、適正な採算状況を把握する必要がある。 また、業務計画を策定することは、業務ごとの実績との乖離を把握することも有用なツールであると考えられるため、案件別のコスト集計の実施と合わせて検討することが望まれる。</p>	<p>適正な採算状況の把握に向けて案件別コスト集計を実施することとした。また、その結果を踏まえ業務計画を策定することとした。</p>
<p>指摘13</p>	<p>一般財団法人新潟県建設技術センター</p>	<p>予定価格の見直しについて</p>	<p>新潟県建設技術センターにおいては、過去5期において安定した利益を計上しており、多額の内部留保を有している状況が近年相当期間継続している。 しかし、新潟県建設技術センターは新潟県の出資法人であり、当初の設立目的や収入の大部分は随意契約による県からの受託収入であることを鑑みれば、多額の利益を確保する必要性はないと考えられる。 よって、新潟県建設技術センターの利益構造を調査するとともに、積算基準の要素である作業歩掛り等についても実態調査を行い、結果を踏まえ適正な予定価格への見直しをすべきである。</p>	<p>建設技術センターの利益構造の調査及び作業歩掛の実態調査を実施中である。調査には一定の作業期間が必要であることから、令和6年度にかけて調査・分析を実施した上で、その結果を踏まえ、予定価格の積算基準の見直しを検討する。</p>

意見21	公益財団法人新潟県都市緑花センター	今後の事業展開について	「行政手続法施行に伴う土木部関係許認可事務の取扱いについて」(土木部監理課長通知)(以下「内規」という。)において、都市公園における制限行為の許可条件の一つに、「営利を目的としない催しであること」が含まれていたが、当内規の改訂により、営利を目的としたイベントや企画を行うことが可能となった。利用者にとっても利便性が高まるとともに、自主事業収入の増大に寄与する可能性も高まることから、今後、公園の魅力を発信し、広大な公園敷地をより一層有効活用し、自主事業収入の増収を目指すとともに、当該財源を利用した県民福祉の向上に資する事業展開を期待する。	大規模イベントの開催や新たな施設(スケートパーク)のPRなどの情報発信を充実強化し、公園の魅力を発信するとともに、有料イベントの開催や広告収入獲得等により自主事業収入の増収に取り組んだ。引き続き、より多くの県民が気軽に様々な楽しみ方ができる事業展開を進める。
意見22	公益財団法人新潟県都市緑花センター	自主事業に係る納付金について	自主事業に係る納付金の額は、中長期的な視点での事業運営の趣旨から、必ずしも単年度での算定結果だけによらず、指定管理期間合計で納付額を算定できることも考慮できるような弾力的な運用を検討すべきと考える。	令和4年度の指定管理者募集要項の改訂により、指定管理期間の合計を考慮した中長期的な視点での納付額の算定を可能としている。
指摘14	公益財団法人新潟県都市緑花センター	収入印紙について	長期間使われず残っていた収入印紙100,000円(一枚)について、使用見込みのある単位へ交換すべきである。	使用見込みのある単位の印紙に交換した。
意見23	公益財団法人新潟県都市緑花センター	警備業務に係る委託契約の締結について	警備会社との委託契約の締結において、施設の開業当初から長期間にわたり、指名競争入札・2人以上の見積り合わせが実施されていなかった。 長期的な委託料削減の観点から、例えば一般競争入札の検討を行うことや、定期的に見積り合わせを行うことを検討することが望ましい。	契約更新時には、定期的に見積り合わせを行うこととした。
指摘15	公益財団法人新潟県都市緑花センター	指定管理者へのモニタリングシートの提示について	所管課から指定管理者である緑花センターへ、モニタリング実施前に、モニタリングシートの提示が行われていなかった。モニタリングシートを提示することにより、モニタリング及び評価に対する指定管理者の納得感が高まると考えられるため、モニタリングシートの提示を行うべきである。	モニタリングの実施前に、モニタリングシートを指定管理者へ提示することとした。
意見24	公益財団法人新潟県都市緑花センター	指定管理者へのフィードバックについて	所管課から指定管理者へ評価結果を機械的に送付するだけでは、フィードバックの方法として不十分な場合がある。指定管理者の納得感を高め、管理運営の一層の改善を図るために、実効性のあるフィードバック方法を検討することが望ましい。	評価結果のフィードバックは、管理運営の一層の改善につながる機会と捉え、面談によりフィードバックを行うこととする。

意見25	新潟県住宅供給公社	新潟県住宅供給公社の今後のビジョンについて	住宅供給公社では、将来の事業活動が縮小する見通しの中、当面は借入金の返済に重点を置きつつ、中期的な経営計画を策定し、計画的に運営していくことが不可欠であると考ええる。	キャッシュ・フロー計画等を踏まえ、今後の事業活動の方向性や取組等を検討し、令和5年度に中期的な経営計画を策定する。
意見26	新潟県住宅供給公社	キャッシュ・フロー計画の位置付け等について	キャッシュ・フロー計画は、日々変化する経済環境を含む社会環境の変化に応じ見直すべきものであると考えるが、従前は、修繕計画の更新等一定のイベントが生じたときに見直しており定期的な見直しを実施していなかった。 キャッシュ・フロー計画は、持続可能性の判断のよりどころとなる重要な資料であるため、毎期見直すことを確実に実施されたい。	令和4年度にキャッシュ・フロー計画の見直しを実施した。また、今後も毎期の見直しを実施することとした。
意見27	新潟県住宅供給公社	業務効率化について	今回監査の過程で、明確に効率化が可能と断定できる業務は発見されなかったが、効率化の余地がある、あるいは効率化を検討する価値があると感じた業務は以下のとおりである。 ・入居者からの提出書類のチェック ・切手の管理 ・債権の消込 上記は、一例であるため、業務のたな卸を行い、上記以外にも効率化の余地のある業務については積極的に効率化を進めることが望まれる。	業務の効率化に積極的に取り組むこととし、消耗品類の発注手順や、帳簿類・起案の作成の必要性等を点検し、簡略化や集約可能な事務手続等の見直しを行った。
意見28	新潟県住宅供給公社	長期借入金金利について	長期借入金の金利について、現在の経済情勢に照らし、妥当な金利水準であるのかを、借換手数料等の諸経費の影響も踏まえて検討する必要があると考える。	妥当な金利水準であるかを検討し、低利な金融機関への借り換えを行った。
意見29	新潟県住宅供給公社	随意契約のための見積り合わせの業者選定について	工事契約・委託契約を随意契約する際の見積り合わせを行う業者について、例えば数年に一度広く業者を募る等、見積り合わせが可能な業者を増やすことが望ましい。	令和5年度から、公募により見積り合わせが可能な業者を増やすこととした。
意見30	新潟県住宅供給公社	給与計算システム、法定調書作成システムのアカウント設定について	給与計算システム、法定調書作成システムについて、担当者1名のみアカウント設定しかなされていない状況であった。 給与計算システム、法定調書作成システムのアカウント設定について、事業継続の観点から複数アカウント設定することが望ましい。	令和4年度に2名のアカウントを設定した。

意見31	新潟県住宅供給公社	情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規程・ポリシーの整備	情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規程・ポリシーが整備されていない。また、定期的なパスワードの変更がなされていない。 情報システムの管理・運用・セキュリティに係る規程・ポリシーを整備することが望ましい。	情報システムの管理・運用・セキュリティに係る要項を策定することとした。
意見32	新潟県住宅供給公社	県営住宅の管理代行業務に係る定量的な活動指標の設定について	県営住宅の管理代行業務について、定性的な成果指標は設定されているが、定量的な数値目標が設定されていない。 定量的な数値目標を設定し、毎期の事業評価に役立てることが望ましい。	定量的な数値目標を設定し、達成状況を踏まえた事業評価を行うこととした。

雑 報

公立大学法人新潟県立大学の令和4年度財務諸表について（公告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定により、公立大学法人新潟県立大学の令和4年度財務諸表を次のとおり公告する。

令和5年9月29日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		1,224,026,040
建物	5,024,341,317	
減価償却累計額	<u>△ 956,704,187</u>	4,067,637,130
構築物	54,543,860	
減価償却累計額	<u>△ 9,023,247</u>	45,520,613
工具器具備品	386,891,293	
減価償却累計額	<u>△ 122,369,444</u>	264,521,849
図書		431,344,560
美術品・収蔵品		<u>2,410,000</u>
有形固定資産合計		6,035,460,192

2 無形固定資産

ソフトウェア		<u>10,265,607</u>
無形固定資産合計		10,265,607

3 投資その他の資産

長期前払費用		2,916
敷金・保証金		<u>510,000</u>
投資その他の資産合計		<u>512,916</u>

固定資産合計 6,046,238,715

II 流動資産

現金及び預金	726,971,512	
未収学生納付金収入	14,965,660	
未収金	1,962,543	
前払費用	3,568,489	
立替金	<u>247,846</u>	

流動資産合計 747,716,050資産合計 6,793,954,765

負債の部

I 固定負債

資産見返負債(注)

資産見返運営費交付金等(注)	587,910,392	
資産見返補助金等(注)	9,943,334	
資産見返寄附金(注)	9,178,011	
資産見返物品受贈額(注)	<u>310,802,133</u>	917,833,870

長期リース債務		<u>158,314,260</u>
---------	--	--------------------

固定負債合計		1,076,148,130
--------	--	---------------

II 流動負債

運営費交付金債務(注)	94,138,142	
預り補助金等(注)	646,358	
寄附金債務(注)	16,090,174	
前受受託研究費	4,843,251	
前受共同研究費	979,495	
前受金	3,881,507	
科学研究費助成事業等預り金	25,518,123	
預り金	12,361,322	
未払金	176,562,248	
リース債務	<u>36,737,803</u>	

流動負債合計		<u>371,758,423</u>
--------	--	--------------------

負債合計		1,447,906,553
------	--	---------------

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	<u>3,462,596,047</u>	
-----------	----------------------	--

資本金合計		3,462,596,047
-------	--	---------------

II 資本剰余金

資本剰余金	2,465,602,965	
減価償却相当累計額(△)(注)	△ 869,955,880	
除売却差額相当累計額(△)(注)	<u>△ 126,975,351</u>	

資本剰余金合計		1,468,671,734
---------	--	---------------

III 利益剰余金

前中期目標期間繰越積立金(注)	370,148,434	
目的積立金(注)	31,328,737	
当期末処分利益	<u>13,303,260</u>	
(うち当期総利益)	(13,303,260)	

利益剰余金合計		<u>414,780,431</u>
---------	--	--------------------

純資産合計		<u>5,346,048,212</u>
-------	--	----------------------

負債純資産合計		<u>6,793,954,765</u>
---------	--	----------------------

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

損益計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	301,616,663	
研究経費	72,613,359	
教育研究支援経費	45,003,400	
受託研究費	3,681,169	
共同研究費	1,320,505	
受託事業費	641,513	
役員人件費	29,925,704	
教員人件費	896,176,073	
職員人件費	<u>228,309,070</u>	1,579,287,456

一般管理費

92,842,430

財務費用

支払利息	<u>657,195</u>	<u>657,195</u>
------	----------------	----------------

経常費用合計

1,672,787,081

経常収益

運営費交付金収益(注)		537,156,820
授業料収益		750,819,450
入学金収益(注)		196,300,200
検定料収益		43,218,600
受託研究収益(注)		3,681,169
共同研究収益(注)		1,320,505
受託事業等収益(注)		781,382
補助金等収益(注)		93,316,072
寄附金収益(注)		8,666,093
資産見返負債戻入		
資産見返運営費交付金等戻入	35,686,871	
資産見返補助金等戻入	1,563,436	
資産見返寄附金戻入	782,210	
資産見返物品受贈額戻入	<u>52,221</u>	38,084,738

財務収益		
受取利息	13,940	13,940
雑益		
財産貸付料収益	1,092,000	
物品受贈益	3,275,682	
科学研究費助成事業等間接経費収入	7,896,174	
その他	1,694,479	13,958,335
経常収益合計		<u>1,687,317,304</u>
経常利益		14,530,223
臨時損失		
固定資産除却損	<u>131,218,479</u>	131,218,479
臨時利益		
資産見返運営費交付金等戻入	<u>1,365,216</u>	<u>1,365,216</u>
当期純損失		△ 115,323,040
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)		<u>128,626,300</u>
当期総利益		<u>13,303,260</u>

(注)これらは、地方独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目です。

資本剰余金を減額したコスト等に関する注記

(単位:円)

当期総利益		13,303,260
減価償却相当額	△ 136,849,800	
除売却差額相当額	△ 113,725,002	
賞与引当増加相当額(注)	△ 2,021,641	
退職給付引当増加相当額(注)	<u>30,353,854</u>	
小計		<u>△ 222,242,589</u>
資本剰余金を減額したコスト等を含めた損益相当額		△ 208,939,329

(注)賞与引当増加相当額及び退職給付引当増加相当額には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。

科学研究費助成事業等に関する注記

当期受入額	28,247,635 円
当期支出額	27,618,619 円

純資産変動計算書
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

	I 資本金		II 資本剰余金				III 利益剰余金				IV 評価・換算差額等		純資産合計	
	当期末残高	当期末残高	資本剰余金等(注)	減価償却相当累計額(△)	利益費用相当累計額(△)	繰越資産に係る費用相当累計額(△)	資本剰余金合計	前中期目録期間繰越積立金	目的積立金	積立金	当期末処分利益のうち当期繰上利益	利益剰余金合計		その他有価証券評価差額金
当期末残高	3,462,596,047	3,462,596,047	2,465,602,965	△ 783,351,212		△ 13,250,319	1,660,000,374	498,774,734		31,328,737	-	580,105,471		5,661,759,892
当期末残高														
I 資本金の当期変動額														
出資金の受入														
出資等に係る不要財産の出資等団体への移行による減資														
II 資本剰余金の当期変動額														
固定資産の取得														
固定資産の処分売却														
減価償却														
固定資産の減損														
時の経過による資産除去債務の増加														
資産除去債務の履行に伴う取崩し														
承継資産の取得等														
出資等に係る不要財産の出資等団体への移行														
その他の資本剰余金の当期変動額(純額)														
III 利益剰余金の当期変動額														
(1) 利益の処分又は損失の処理														
前中期目録期間からの繰越し														
利益処分による積立														
利益処分による取崩し														
設立団体等補正金の押付														
(2) その他														
当期純損失														
前中期目録期間繰越積立金取崩額														
目的積立金取崩額														
その他の利益剰余金の当期変動額(純額)														
IV 評価・換算差額等の当期変動額(純額)														
当期末残高	3,462,596,047	3,462,596,047	2,465,602,965	△ 783,351,212		△ 13,250,319	1,660,000,374	498,774,734		31,328,737	-	580,105,471		5,661,759,892

※資本剰余金の財源別増減内訳

	期首残高	当期増加額	当期末残高	摘要
地蔵費	2,140,337,500	-	2,140,337,500	
無償譲与	2,410,000	-	2,410,000	
運営費交付金	569,000	551,000	1,120,000	当期末減少額は、専念の取入によるものです。
目的積立金	299,689,217	-	299,689,217	
前中期目録期間繰越積立金	22,056,148	-	22,056,148	
合計	2,465,602,965	-	2,465,602,965	

(注)資本剰余金の当期末残高(2,465,602,965円)は、令和3事業年度の繰越の資本剰余金期末残高(2,452,411,616円)から繰越外除却増減額相当額(△13,250,319円)を控除した額となっております。

キャッシュ・フロー計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

(単位:円)

I	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 299,784,043
	人件費支出	△ 1,140,362,055
	その他の業務支出	△ 93,544,476
	運営費交付金収入	676,466,831
	授業料収入	686,511,150
	入学金収入	187,934,200
	検定料収入	43,218,600
	受託研究収入	7,534,420
	共同研究収入	2,300,000
	受託事業等収入	1,027,197
	補助金等収入	92,070,959
	寄附金収入	11,734,109
	預り金の増減	1,507,756
	その他の収入	10,792,185
	業務活動によるキャッシュ・フロー	187,406,833
II	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 287,953,207
	有形固定資産の除却による支出	△ 128,626,300
	無形固定資産の取得による支出	△ 3,126,000
	敷金の戻入による収入	59,000
	定期預金の預入による支出	△ 150,000,000
	定期預金の払戻による収入	140,000,000
	施設費による収入	258,361,600
	資産除去債務の履行による支出	△ 7,119,200
	小計	△ 178,404,107
	利息の受取額	13,691
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 178,390,416
III	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 8,120,627
	小計	△ 8,120,627
	利息の支払額	△ 441,649
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 8,562,276
IV	資金増加額	454,141
V	資金期首残高	576,517,371
VI	資金期末残高	576,971,512

利益の処分に関する書類

(令和5年8月31日)

(単位:円)

I	当期末処分利益		13,303,260
	当期総利益	13,303,260	
II	利益処分量		
	積立金	-	
	地方独立行政法人法第40条第3項により 設立団体の長の承認を受けた額		
	教育研究等環境改善積立金	<u>13,303,260</u>	<u>13,303,260</u>

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金等特定の目的で交付された運営費交付金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	3～47年
構築物	10～20年
工具器具備品	2～15年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 賞与引当金及び引当相当額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第88第3項に基づき当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金及び引当相当額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付引当金は計上していません。

なお、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、地方独立行政法人会計基準第89第5項に基づき計算された退職給付債務に係る当期増加額を計上しています。

5 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

6 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

II 「貸借対照表」注記

- 1 運営費交付金から充当されるべき賞与引当相当額は73,728千円です。
- 2 運営費交付金から充当されるべき退職給付引当相当額は530,674千円です。
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付引当相当額は、上記金額には含んでいません。)

III 「キャッシュ・フロー計算書」注記

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	726,971,512 円
定期預金	△ 150,000,000 円
資金期末残高	576,971,512 円

2 重要な非資金取引の内容

(1) 無償譲与による固定資産の受入

図書	2,246,437 円
合 計	2,246,437 円

(2) ファイナンス・リースによる資産の取得

工具器具備品	185,339,154 円
合 計	185,339,154 円

(3) 現物寄附による資産の取得

図書	6,930 円
工具器具備品	697,070 円
少額資産	3,275,682 円
合 計	3,979,682 円

IV 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストに関する注記

(単位:円)

1 業務費用

(1) 損益計算書上の費用	1,804,005,560
(2) (控除)自己収入等	△ 1,011,645,710
業務費用合計	792,359,850

2 資本剰余金を減額したコスト等 222,242,589

3 機会費用

地方公共団体出資の機会費用 15,349,153

4 (控除)設立団体納付額 -

5 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に

帰せられるコスト 1,029,951,592

公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコストの注記における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和5年3月末利回りを参考に0.320%で計算しています。

V 固定資産の減損に関する事項

該当事項はありません。

VI 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

VII 重要な後発事象

該当事項はありません。

VIII 金融商品及び賃貸等不動産の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金及び国債、地方債等に限定した資金運用を行っています。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金及び預金、未収金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略します。

3 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

IX 資産除去債務に関する事項

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分、減価償却費(「第87特定の資産に係る費用相当額の会計処理」及び「第91資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による減価償却相当累計額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額			差引当期末残高	摘要	
					当期償却額		当期減損損失	当期減損損失相当額				
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	4,622,254,435	-	116,723,562	4,505,530,873	845,320,935	128,536,462	-	-	-	3,660,209,938	
	構築物	46,690,600	-	-	46,690,600	5,058,146	4,669,059				41,632,454	
	工具器具備品	3,978,720	-	-	3,978,720	3,978,719	729,431	-	-	-	1	
	図書	2,335,348	-	-	2,335,348	-	-	-	-	-	2,335,348	
	計	4,675,259,103	-	116,723,562	4,558,535,541	854,357,800	133,934,952	-	-	-	3,704,177,741	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	建物	455,980,273	69,976,271	7,146,100	518,810,444	111,383,252	15,291,998	-	-	-	407,427,192	
	構築物	7,853,260	-	-	7,853,260	3,965,101	639,877	-	-	-	3,888,159	
	工具器具備品	185,701,871	199,108,544	1,897,842	382,912,573	118,390,725	23,662,295	-	-	-	264,521,848	
	図書	412,394,202	17,038,580	423,570	429,009,212	-	-	-	-	-	429,009,212	
	計	1,061,929,606	286,123,395	9,467,512	1,338,585,489	233,739,078	39,594,170	-	-	-	1,104,846,411	
非償却資産	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	-	-	-	1,224,026,040	
	美術品・收藏品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	-	-	-	2,410,000	
	計	1,226,436,040	-	-	1,226,436,040	-	-	-	-	-	1,226,436,040	
有形固定資産合計	土地	1,224,026,040	-	-	1,224,026,040	-	-	-	-	-	1,224,026,040	
	建物	5,078,234,708	69,976,271	123,869,662	5,024,341,317	956,704,187	143,828,460	-	-	-	4,067,637,130	注
	構築物	54,543,860	-	-	54,543,860	9,023,247	5,308,936	-	-	-	45,520,613	
	工具器具備品	189,680,591	199,108,544	1,897,842	386,891,293	122,369,444	24,391,726	-	-	-	264,521,849	注
	図書	414,729,550	17,038,580	423,570	431,344,560	-	-	-	-	-	431,344,560	
	美術品・收藏品	2,410,000	-	-	2,410,000	-	-	-	-	-	2,410,000	
	計	6,963,624,749	286,123,395	126,191,074	7,123,557,070	1,088,096,878	173,529,122	-	-	-	6,035,460,192	
無形固定資産 (特定償却資産)	ソフトウェア	15,742,080	-	-	15,742,080	15,598,080	2,914,848	-	-	-	144,000	
	計	15,742,080	-	-	15,742,080	15,598,080	2,914,848	-	-	-	144,000	
無形固定資産 (特定償却資産以外)	ソフトウェア	105,563,435	-	504,000	105,059,435	94,937,828	8,669,898	-	-	-	10,121,607	
	計	105,563,435	-	504,000	105,059,435	94,937,828	8,669,898	-	-	-	10,121,607	
無形固定資産合計	ソフトウェア	121,305,515	-	504,000	120,801,515	110,535,908	11,584,746	-	-	-	10,265,607	
	計	121,305,515	-	504,000	120,801,515	110,535,908	11,584,746	-	-	-	10,265,607	
投資その他の資産	長期前払費用	7,916	-	5,000	2,916	-	-	-	-	-	2,916	
	差入敷金・保証金	569,000	-	59,000	510,000	-	-	-	-	-	510,000	
	計	576,916	-	64,000	512,916	-	-	-	-	-	512,916	

注)

建物の当期減少額は、旧3号館校舎・特別教室棟・階段教室の解体工事に伴う除却(123,869,662円)によるものです。
 工具器具備品の主な当期増加額は、コンピュータ演習室及びCALL教室装置等のリース契約(185,339,154円)などによるものです。

- (2) 棚卸資産の明細
該当事項はありません。
- (3) 有価証券の明細
該当事項はありません。
- (4) 長期貸付金の明細
該当事項はありません。
- (5) 長期借入金の明細
該当事項はありません。
- (6) 公立大学法人債の明細
該当事項はありません。
- (7) 引当金の明細
該当事項はありません。
- (8) 資産除去債務の明細
該当事項はありません。
- (9) 保証債務の明細
該当事項はありません。
- (10) 資本剰余金の明細
純資産変動計算書記載のとおりです。

(11) 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

積立金の名称及び事業名	前中期目標期間繰越積立金	
	新学部整備事業	計
固定資産除却損 (旧3号館校舎・特別教室棟・階段教室解体工事費)	128,626,300	128,626,300
合計	128,626,300	128,626,300

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)-1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交付額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金 収益	資産見返 運営費交付金	資本剰余金	小計	
令和3年度	41,096,165	-	14,977,627	15,084,520	-	30,062,147	11,034,018
令和4年度	-	676,466,831	522,179,193	71,242,514	△ 59,000	593,362,707	83,104,124
合計	41,096,165	676,466,831	537,156,820	86,327,034	△ 59,000	623,424,854	94,138,142

(12)-2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	令和3年度 交付分	令和4年度 交付分	合計
期間進行基準	-	522,179,193	522,179,193
費用進行基準	14,977,627	-	14,977,627
計	14,977,627	522,179,193	537,156,820

(13) 運営費交付金以外の設立団体等からの財源措置の明細

(13) - 1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13) - 2 補助金等の明細

(単位:円)

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額					期末残高	摘要
					建設仮勘定見返補助金等	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等	補助金等収益		
大学改革推進等補助金(デジタル活用高度専門人材育成事業)	文部科学省	直接	-	30,182,065	-	11,506,770	-	-	18,675,295	-	30,182,065
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
新潟水俣病関連情報発信事業	新潟県	直接	-	889,977	-	-	-	-	889,977	-	889,977
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修学支援金	新潟県	直接	-	73,566,800	-	-	-	-	73,566,800	-	73,566,800
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
「新潟の産業・企業を知る講座」補助金	新潟県	直接	-	184,000	-	-	-	-	184,000	-	184,000
		間接	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	直接経費計		-	104,822,842	-	11,506,770	-	-	93,316,072	-	104,822,842
	間接経費計		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計		-	104,822,842	-	11,506,770	-	-	93,316,072	-	104,822,842

(注1) 大学改革推進等補助金には精算による返金額55,935円があり、当期交付金額から除いています。なお、返金額は預り補助金等に計上しています。

(注2) 新潟水俣病関連情報発信事業には精算による返金額10,023円があり、当期交付金額から除いています。なお、返金額は預り補助金等に計上しています。

(注3) 修学支援金には精算による返金額580,400円があり、当期交付金額から除いています。なお、返金額は預り補助金等に計上しています。

(注4) 「摘要」欄には、当期交付決定額を記載しています。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給料等		退職給付	
		金額	支給人員	金額	支給人員
役員	常 勤	(-) 28,605,704	(-) 2	(-) -	(-) -
	非常勤	(-) 1,320,000	(-) 5	(-) -	(-) -
	計	(-) 29,925,704	(-) 7	(-) -	(-) -
教員	常 勤	(280,731,292) 816,302,172	(27) 84	(49,282,994) 49,282,994	(2) 2
	非常勤	(-) 30,590,907	(-) 41	(-) -	(-) -
	計	(280,731,292) 846,893,079	(27) 125	(49,282,994) 49,282,994	(2) 2
職員	常 勤	(-) 159,803,807	(-) 24	(-) 971,857	(-) 1
	非常勤	(-) 67,533,406	(-) 26	(-) -	(-) -
	計	(-) 227,337,213	(-) 50	(-) 971,857	(-) 1
合計	常 勤	(280,731,292) 1,004,711,683	(27) 110	(49,282,994) 50,254,851	(2) 3
	非常勤	(-) 99,444,313	(-) 72	(-) -	(-) -
	計	(280,731,292) 1,104,155,996	(27) 182	(49,282,994) 50,254,851	(2) 3

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職給付の支給基準について

公立大学法人新潟県立大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) 支給人員数は、報酬又は給料等については年間平均支給人員数(なお、非常勤役員については年間支給人員数)、退職給付については年間支給人員数によっています。

(注4) () 内には、新潟県からの承継職員に係る金額及び支給人員を内数で記載しています。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費			
消耗品費	16,730,010		
備品費	8,317,268		
印刷製本費	10,152,213		
水道光熱費	42,134,454		
旅費交通費	7,667,882		
通信運搬費	3,115,327		
賃借料	32,311,262		
車両燃料費	10,565		
保守費	9,913,835		
修繕費	3,034,746		
損害保険料	456,709		
広告宣伝費	20,000		
行事費	1,072,138		
諸会費	699,765		
会議費	72,626		
報酬・委託・手数料	65,454,901		
租税公課	2,350		
奨学費	77,270,080		
減価償却費	23,072,126		
雑費	108,406		
			301,616,663
研究経費			
消耗品費	21,924,739		
備品費	10,828,653		
印刷製本費	1,485,578		
水道光熱費	12,202,938		
旅費交通費	5,040,551		
通信運搬費	372,028		
賃借料	2,373,947		
車両燃料費	817		
保守費	1,334,083		
修繕費	2,937,000		
行事費	0		
損害保険料	4,300		
広告宣伝費			
諸会費	3,024,648		
会議費	0		
報酬・委託・手数料	10,633,459		
租税公課	0		
減価償却費	403,468		
雑費	47,150		
			72,613,359
教育研究支援経費			
消耗品費	11,841,199		
備品費	265,650		
印刷製本費	75,133		
水道光熱費	9,312,239		
通信運搬費	1,112,139		
賃借料	33,284		
保守費	1,191,316		
修繕費	275,000		
諸会費	24,000		
報酬・委託・手数料	4,197,310		
減価償却費	16,252,560		
図書費	423,570		
			45,003,400
受託研究費			3,681,169

共同研究費			1,320,505
受託事業費			641,513
役員人件費			
報酬		28,741,558	
法定福利費		<u>1,184,146</u>	29,925,704
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	494,305,149		
通勤手当	19,910,286		
賞与	188,802,559		
退職給付費用	49,282,994		
法定福利費	<u>113,284,178</u>	865,585,166	
非常勤教員給与			
給料	30,558,291		
法定福利費	<u>32,616</u>	<u>30,590,907</u>	896,176,073
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	100,732,779		
通勤手当	3,595,368		
賞与	32,824,110		
退職給付費用	971,857		
法定福利費	<u>22,651,550</u>	160,775,664	
非常勤職員給与			
給料	55,518,952		
通勤手当	2,744,751		
賞与	622,240		
法定福利費	<u>8,647,463</u>	<u>67,533,406</u>	228,309,070
一般管理費			
消耗品費		8,760,190	
備品費		5,074,734	
印刷製本費		6,968,462	
水道光熱費		4,157,494	
旅費交通費		1,608,295	
通信運搬費		1,568,862	
賃借料		1,507,549	
車両燃料費		32,884	
保守費		7,739,001	
修繕費		8,029,487	
損害保険料		1,736,596	
広告宣伝費		2,621,700	
行事費		1,027,455	
諸会費		1,671,800	
会議費		101,738	
報酬・委託・手数料		31,686,259	
租税公課		8,710	
減価償却費		8,535,914	
雑費		<u>5,300</u>	92,842,430

(17) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当期受入額	件 数	摘 要
寄附金	15,713,791	26	うち、現物寄附 3,979,682円(14件)
合 計	15,713,791	26	

(18) 受託研究の明細

(単位:円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
地方公共団体等 (設立団体以外)	直接経費	-	860,000	860,000	-
	間接経費	-	-	-	-
株式会社等	直接経費	-	6,674,420	1,831,169	4,843,251
	間接経費	-	-	-	-
その他	直接経費	-	990,000	990,000	-
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	-	8,524,420	3,681,169	4,843,251
	間接経費	-	-	-	-

(19) 共同研究の明細

(単位:円)

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
株式会社等	直接経費	-	2,300,000	1,320,505	979,495
	間接経費	-	-	-	-
合 計	直接経費	-	2,300,000	1,320,505	979,495
	間接経費	-	-	-	-

(20) 受託事業等の明細

(単位:円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
地方独立行政法人等 (設立団体)	直接経費	-	208,317	208,317	-
	間接経費	-	-	-	-
独立行政法人・ 国立大学法人	直接経費	-	433,196	433,196	-
	間接経費	-	139,869	139,869	-
合 計	直接経費	-	641,513	641,513	-
	間接経費	-	139,869	139,869	-

(21) 科学研究費助成事業等の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
基盤研究(A)	(40,000) 9,000	2	
基盤研究(B)	(7,508,000) 2,252,400	11	
基盤研究(C)	(11,750,000) 3,525,000	38	
挑戦的研究(開拓)	(100,000) 30,000	1	
若手研究	(5,900,000) 1,770,000	7	
特別研究員奨励費	(599,635) 179,480	1	
国際共同研究加速基金	(650,000) 195,000	2	
厚生労働科学研究費補助金	(1,700,000) 0	2	
合 計	(28,247,635) 7,960,880	64	

(注1) 当期受入額については、間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(注2) 当期受入額は、翌事業年度以降に執行する金額及び他機関から受領する分担金相当額を含め、他機関に送金する分担金相当額は除いています。

(22) 上記以外の主な資産及び負債の明細

(22) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現金	5,000
預金	726,966,512
計	726,971,512

(22) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
人件費	53,594,304
株式会社福田組	42,229,000
共栄電気株式会社	23,958,000
オフィス株式会社	7,198,520
東北電力株式会社	4,180,013
株式会社シアンス	4,050,200
その他	41,352,211
計	176,562,248

(22) - 3 資産見返物品受贈額

(単位:円)

区 分	金 額
工具器具備品	41,152
図書	310,760,981
計	310,802,133